

左記 (一) 眞行人道新聞(號外)十月一日付

全信徒諸氏は 冷靜を保たれよ

二代を以ておやを中心にして、益々眞行第一主義で邁進
今問ひとのみち教團に起つた不祥事件は初代を以ておや一身に
關する告訴事件にして、その黑白は公平なる司直の手によつて明
かになるは勿論である。而して一方教團に對してもこの機会にお
いて徹底的に取調べが行はれるであらう。

しかも教團の内容教義の公正等につき官憲の充分なる検討を經
ての信仰こそ我等の欲する處である。されば一般信徒諸氏は此際
極めて冷靜を保ち初代を以ておやのことは最早過去の人として一
切之を忘れ多年眞面目に教へを説き來りし二代を以ておや以下各
准祖を信頼していよく國家本位に眞行の本道に邁進すべきであ
る。

告訴人は誰? 元教師 大塚厚一

今回初代を以ておやを告訴した元教師大塚厚一は國學院出身
で、神戸において古木屋を經營して居たものであるが、生活に窮
し故上松准祖に泣き付き教團の編輯部に入り引續き教師に採用さ
れたものであるが、固より信仰上より入團したものでなく今にし
て思へば何か一仕事を目論んで來たもので、彼は常に自分は永く
教師はやらぬ、その代り辭める時は必ず一仕事を以て去るのだ、
と放言した由で、今夏盛岡支部に赴任後夫と共に屢々東京に往
復し、何か調策の模様であつたが今回その娘が教團を逃げ出した
のを機會に本部に對し先づ多額の金を要求し一蹴されるや忽ち告

安達係檢事を訪れた法曹團代表は

今回の事件は吾々信徒法曹としては固より毛頭疑ふべき餘地
がないのだから事件の真相を徹底的に且迅速に糾明されたいそ
れに對して如何なる材料も喜んで提供する事件の糾明が遅延
するときは全國百萬の信徒に重大なる影響を及ぼすものであ
る

と取調べに對する全信徒の意思を充分開陳するところがあつたが
右につき安達係事は出來得る限り迅速に取調べる旨を答へた。

その際法曹團代表は安達係事より教理につき説明を求められた
ので堂々と委曲を盡して答へたが安達係事は一々頷いて深奥な教
理を聴取した。

教團への干渉は遠慮の惧れあり

東京時事新報は曰ふ

九月二十七日以來各新聞は大坂府警察當局の動きにつれ興味本
位に思ひ／＼の筆を弄してゐたが、漸く最近に至つて冷靜に歸り
正しき見解に近づきつゝある、即ち東京時事新報は去る一日附の
社説に於て左の論文を掲げてゐる、その一説を抜萃すれば

檢察官憲がひとのみちの教義に疑問を抱き徹底的糾明を加へ
んとするは開腹手術で病狀診斷を確實にせんとする荒療治であ
る檢察官憲がひとのみちに對する積極的態度に徴すれば、安寧
秩序を妨げ、臣民たるの義務に背く嫌疑に相當確信ある如く解
せられる

固より弊害ある邪教迷信なれば官憲を以て取締るも可ならん
か、斯る實害の明白ならぬものには、國家權力を及ぼさぬ事が
憲法で保證する信教の自由である、邪教迷信の流行の根本救治

訴を提起したもので、そこには色々背後關係もあらう、しかし之
等もやがて司直の手によつて黑白が訊されるものと信ずる。
最早事件が檢察官の手に移つて居る以上、事の正邪は裁判の精
果に俟つべきで、我等信徒の眞行とは全然別問題として考ふべき
である。

眞行人道新聞(號外)十月七日付

東京法曹團急進下版

『正は正 邪は邪』 事件はやがて明白となる

今回の告訴事件勃發以來活躍中の東京法曹團では取調べの推移
を注視してゐたが六日いよいよ本格的活動を開始することになり
先發隊の一班は同夜東京驛發の列車で下阪、後續の二班三班は、
七、八の兩日大阪に向ふが、これにより東京法曹團五十名は全都
大阪に集結されるわけである、右は今まで代表を大阪に派遣し交
互に調査してゐたが事件の状況が見込み通りの動きを示して來た
ので俄然法曹團の活躍を促すに至つたものでこれによつて事件の
真相はやがて明々白々となるのであらう。

東西法曹團代表 大坂法曹局訪問

今回の告訴事件につき各地支部所屬信徒は感動だもなく日頃の
信念に依つて眞行に少しも怠りないが、別項の如く東京各支部所
屬信徒中の辯護士五十名によつて結成されてゐる東京法曹團代表
土井、三好兩辯護士は九月卅日大阪に赴き大阪側法曹團岩井、四
方田、小西、川崎、森本各辯護士と打合せの上直ちに大阪法曹團
代表と共に大阪地方檢事局安達係檢事を訪れた。

『今回の事件は毛頭疑ふ餘地なし』

法曹團代表係檢事に開陳

策は社會情勢の匡正にあり、動もすれば遠慮の恐れある強權の
干渉は末の問題である
といふのである。

右は、時事新報のみの例であるが、此ほか東京各新聞紙は、泰
山鳴動の最初の意氣込みも今や全く冷靜に歸してゐる。

左記(二) 本部より各支部宛電報

(イ) 九月二十八日發 「日調第三十五信(九月分月報参照)ノ
件ナリ正々堂々教へヲ説ケ」

(ロ) 九月二十九日發 「今回ノ事件ハ初代教祖ノ私的被疑事
件ニシテ教義トハ何等拘リナキモノナレバ諸氏ハ正々堂々ト布教
及信仰ニ務メラルベシ、尙教祖ノ事件ハ既ニ司直ノ手ニ渡リ我々
トシテ之ヲ云爲スルハ不可ナルヲ以テ言動ヲ慎ミ信者ノ動搖ヲ生
セザル様努力セラレ度シ」

(ハ) 九月二十九日發 「現教祖及準教祖ニシテ若シ關係アリ
司直ノ手ガ延ルト雖モ之又教義ト何等拘リナキモノナルヲ以テ信
者ノ動搖セザル様充分分布教ニ心懸ケラレタシ」

(ニ) 十月十四日發 「詳細調査ノ結果何等ノ内容無シ、准祖
ガ言ツタトシテモ問題トスルニ足ラズ安心セヨ、新聞ハ皆宣傳ニ
シテ總テ荒唐無稽ノ言ノミ採ルニ足ラズ、各教師ハ總テニ緊張セ
ヨ、又奉仕員、信徒ニモ傳へヨ。」

左記(三) 日調(第五十六信) 十月一日付

を以ておや

余は信念に依て唯々皇上の御爲に人の入たる眞道を説きこれを
踐み行ふ以外に何物もないのだ。而して余の知り得たる人の入た
る眞道は實に二たび汚名を著して司直の手に委ねられてゐる。

前おしへおや御木徳一に依つて教へられたのである、余は今日迄御木徳一の教ふる儘に一切の事に絶対服従して来たのである、斯くして得たる道を歩むことに依つて一度たりとも現實生活の上には矛盾を見出したる事はないのである、斯くして得たる余の絶対なる信念である。然るに今回新聞に出てゐるが如き矛盾に逢着したのである、余はこれを信ずることは絶対出来ないものである、如何に考へて見ても何所から推して見ても御木徳一が自我を出してかゝる行爲をする筈はない。

余が御木徳一より教へられたるみちは天地の間に己の爲に自我を出す事は絶対に赦されぬからである。

日訓(第五十七信) 十月三日付

をしへおや

新聞が出鱈目のデマを飛ばす、そんなものに一々提はれて居てはたまらぬ、余はおほおやに如何なる事があらうとも毛頭も疑ふ心は起らない。

深い高い話はあるが今は書けぬ、近き將來にその時機が来るであらう、痛快なニュース、面白い話、數へ切れぬ程あるが述べる自由を持たぬ、今の世の中はなるやうにしかならぬのだ、一切は神業である、神業のまにまに身を心を慮して行けばよいのではな

いか、汝は何を憂ふるか。

日訓(第六十二信) 十月八日付

をしへおや

言ふべき言が咽喉の所まで一杯つかへて居るが今暫く辛抱しよう。氣持が上つて仕舞つて居る、諸士には(全部ではないが)今云

つても判らぬからだ、こんな際的心情へに就ては日訓は既に充分云つてあるのだが諸子の目にはそれが見えぬ、半年か一年も経てばそれははつきり判るだらう、釣にも行かぬから葦を打つて威をつぶして居る、余は至極のん気である。

日訓(第六十五信) 十月十一日付

をしへおや

譯の判らぬ俗人に向つて對立すること勿れ、新聞の感目に對して憤慨したりする者は新聞と云ふもの及びその記者に對する認識が足りないものである、愚なことだ、人手と云ふものは無ければ無いで足りるものだ。

橋本祖、道正、中島師、加藤氏皆本教團にとつて無くてはならぬ大切な人手であつた筈だが一こう支障を來してゐないのを面白く思つて居る、時々おほおや始め四人の居ない事を忘れて仕舞つて居る自分を顧る。

日訓(第七十二信) 十月十八日付

をしへおや

(省略).....

ひとのみの教義は立派なのであるから、御木一家を教團から追ひ出して人格ある教師を主眼に立て、ややつて行けばよいと云ふ意見を責任ある立場の人達が眞面目に言つて居るとのことである。而して曰くが面白い、御木一家はまことに淫蕩極まりない一家である。人格のあるのは丸山祖、永吉師、彌齋師である。更に曰く、おふりかへとか、みをしへの様なインチキはやめてしまはねばいかんと。認識不足といふ言葉があるが、不認識といふ言葉をこの際は使はずなるまい。

左記(四) 十月三日日本部情報より信後へ發したる報告

一、今回の事件は前教師大塚厚一が經濟的野心達成をもくろみて失敗したることから表れたものであるより他何等の根柢はない。

一、前教へ親にありては新聞に報導されたるが如き醜行爲は絶対になく曲直は司直の手に依つてやがて明示されよう。

一、去月二十八日橋本親引され教團の組織教義の内容につき聴取されつゝある模様であるが教團自體は絶體に公明正大天地に厚ぬもの故に安心して直行せられたい。尙橋本准祖の取調べは進んでも何等の確かな罪證ある筈はなく當局も困つてゐるとの報告ありたり。

一、本部は當局の要求通り一切の材料を進んで援助的態度に迅速に正確なる調査し得る様にされつゝある模様にして之に依つても諸氏は絶対の信念をもつて眞行に進まれたし。

一、收容中の前をしへ親は御健勝にして従容たるものありと、しかして所内の人氣者とのこと面會せる辯護士より報告あり。

二、をしへ親始め各准祖は何等の異状も見受けず本部は至つて平靜一切の教務平素の通りである。

一、各支部に於ては統制を保ち輕率盲動せず二代をしへ親を信頼して眞行に精進し國家の爲めに一層の誠を盡すが吾々信者のこの際取るべき道であります。

宗教運動の状況

左記(五) 十月十四日奉仕員總聯盟事務局通報

(省略).....代表者は昨夜深更に至るまで慎重協議せる結果具體案として左の事項を決定した。

一、各支部所屬信徒たる辯護士の氏名及びその眞行狀態報告の件本部に於て今後各支部に種々法律上の問題が起つてもよい支の準備をしてゐなければならぬので各支部でもそれぞれ對策を講じてゐることと考へるが萬一の際の準備に萬全の努力を盡す意味に於て各支部所屬信徒たる辯護士の氏名住所及びその眞行狀態を調査の上至急報告せられたし。

若し所屬信徒たる辯護士なき支部に於てはそれぞれの關係を通じて大至急最も信頼に値するその地方の辯護士に豫め瞭解を得て必要に應じて直に活動出来る様準備せられたし。

勿論本部顧問辯護士或は東京ひとのみち法曹團の方にも出来る限り必要に應じて應援出来る用意あり。

三、新聞に對する件

1 各新聞は情勢の變化に隨つて從來の如く種々誇大にして誤

つた記事を掲載すること、思はれるが之が対策の必要上各支部所屬信徒にして新聞社に特殊關係を有する奉仕員の眞行狀態調査及有力新聞の記者の氏名を報告せられたし。

2. 曩に各地方聯盟代表者會議に於て決議せられ既に通達したところであるが各奉仕員會は全力を擧げて現信徒の購讀しつある新聞名及その購讀者數を調査の上報告せられたし。

3. 同時に各地方に於て比較的本教團に好意を持ち正論を吐く新聞名並に殊更に惡意の宣傳を放つと思はれる新聞名を報告せられたし。

三、官廳訪問の件

各支部奉仕員幹部は必要あらば支部長と共にその地の府縣知事、警察部長、學務部長、市長、警察署を訪問し之と會見して積極的に本教の教義信徒の信念決意を吐露して諒解を求められたし。

(中略)

ひとのみち教團奉仕員總聯盟事務局

各支部奉仕員會御中

十月十九日奉仕員總聯盟事務局通報

(省略)

(三)(一) 十月十九日大阪朝日新聞は初代教祖が瀆職事件により追訴せられたるが如く報道せるも當方精査の結果全く然らざる事實なること判明せり。

右報告す

十月十九日

ひとのみち教團奉仕員總聯盟事務局

各支部奉仕員會長殿

左記(六)(重) 照 會

這回ノ本教團事件ノ機會ニ於テ警察官憲其他公吏ガ支部又ハ信者ニ對シ必要以外ノ調査又ハ不法ノ干渉ヲ爲スヤノ噂モ有之、如斯ハ信教ノ自由ノ憲法ニ悖リ且ツ人権蹂躪ノ問題ヲ惹起セラルル重大事ト思料致サレ候ニ付其ノ事態ニ依リテハ當本部ヨリ直接事情精査ノ爲メ顧問辯護士ヲ派遣シ又ハ地方長官内務大臣其他ノ上司ニ抗議申出度候間該當事實有之候ハハ其都度細大トナク左記文例ニ依リ至急御通報煩度願上候

昭和十一年十月八日

本部内ひとのみち教團奉仕員

總聯盟本部

各支部奉仕員評議員殿

記(事例)

- 一、警察官憲ガ支部又ハ信者住宅ニ頻繁ニ出入スルコト
 - 二、支部員又ハ信者ヲ戸別訪問シ或ハ喚問シタルコト
 - 三、支部ニ長時間滞留シ又ハ門戸ニ立番等ヲ爲シタルコト
 - 四、書類物件ヲ調査シ又ハ價置シタルコト
 - 五、信者タル官公吏ニ對シ上司ヨリ信仰ヲ左右スベキ言動ヲ仕向ケタルコト
 - 六、其他威壓干渉強制ト認メタルコト一切
 - 七、備考
- 日時當該官吏ノ官氏名、私服、官服、ノ區別言語、態度、訪問事項其他事情ヲ推測シ得ベキ一切ノ事柄ヲ可成詳細具體的ニ事實欄ニ記入ノコト

記載例

月日	當該官吏氏名	當該者氏名	事	實(詳細)

(三) 各地方支部並に信徒の動向

全國各地方支部並に信徒等は、教祖檢舉の報道と共に異常なる衝動に打たれ、引續き發せられたる前項記述の本部の指令、宣傳にも拘はらず離教者續出し、入信以來教祖を絶対の天人合一の完全人として信仰し來りたる信徒等は、漸く其の迷妄より覺め朝詣數の如きも殆んど半減の狀態を示し、爾來寶生箱による獻金の如きも著しき低減を來し、支部、出張所等にして幹部協議の下に自發的に閉鎖解散を遂げたるもの數件に上り、未だ閉鎖解散に至らざるも全員朝詣を中止して只管謹慎し暫く事態を靜觀せんとするもの續出し、既に支部の建築、設置等の運びにありたるものも一時之を中止して教會所設置の出願を取下ぐる等其の他教祖徳一の巧謀による獨特の借金政策は過ぐる本部建設等に當り篤信者等より巨額の金員を借出し居れるが、債權者中には教團の前途今や危ふしと見て之が返済を迫る者あり、或は信徒中には世間態を恥するの餘り直ちに信徒門標を撤去し、元靈、寶生箱等を支部に返却する等著しき動搖を呈しつゝあるが、各支部長並に教師等は自ら懷疑の中にも多く一家を擧げて身を教團に投ずる等の關係より、其の興亡は直ちに生活の安危に係る處なるを以て、動搖防止の奔命は眞摯を伴ひ各々本部の意圖を享けて宣傳に努めつゝある爲、尙多數篤信者等の留信を繋ぎつつある模様なり。然れども之等信徒と雖も依然前教祖の人格を絶対信仰し居れる者と、寧ろ半信半疑の中に事態を觀望せん

とする者とは分れ、其の言動等より想像するに留信理由にも大要左の如き區別を認め得べし。

(1) 依然徳一の絶対人格を信じ、今次の強姦事件の如きは全く事實無根にして畢竟告訴人大塚厚一等の爲にせんとする策謀を新聞が誇大に報道したるものなるを以て總て司直の手により正邪は明かなるべしと確信しつつあるもの。

(2) 同教が昭和六年警視廳に於て檢舉取調を受けたるが、結局何等問疑する處なかりしと同様、今回も單なる法難にして當局の取調の結果は却而其の教義の正しき所以を審證せらるゝ所とならんと樂觀せるもの。

(3) 信仰は教義を對象とするものにして個人を對象とするものに非ず、従つて教祖徳一に假令強姦等の事實ありとするも全く徳一個人の問題にして、教團自體の關せざる處なるを以て信仰は飽迄同教々義を中心として信仰に直進すべしとするもの。

(4) 現に司直の手によりて教義の實體は糺明中なるを以て、之が明白となる迄暫く事態を靜觀し萬一之が不正不當のものたる場合は潔く離教すべしとするもの。

(四) 橋本准祖、中島教務長の離信聲明 同教團首腦部たる教長准祖橋本郷見、教務長中島文顯の兩名は豫て事件の参考人として取調中の處、久しく御木徳一の天人合一の完全人たるに信仰し來り、其の誤まれる信念の下に自ら教團の最高幹部の地位に在りて、多くの信徒を導き來りたる責任には痛く反省する處あり、釋放に先だち中島は大阪府特高課長に別記の如き上申書を提出して其の所信を披瀝すると共に、二十九日歸宅を許さるゝや兩名は打揃ひて其の所懐を聲明し、各新聞亦一齊に之を報導したる爲、同人等が全國の信徒間に多大の信望と勢力を有したる關係上、教團に對する信徒の懷疑は愈々深まり異常の動搖を來しつつあり。

天下に謝するの途をとるべきがみちであり社會人としての當然のみちなりと信す

故にひとのみち教團の教信徒一同は進んで解散し甦生せる新生活により奉公のまことを至してこそ陛下の忠良なる臣民としての赤子のみちであり又陛下の示し給う眞のひとのみちなるべきこと論なし

こゝにひとのみち教團教務長の職を辭し教團を去つて家族をまゝとめて學びし専門學によりて甦生し罪を謝すると共に多少とも世に役立つべく固く決意する者であります

昭和十一年十月廿四日

元ひとのみち教團教務長

中島文顯

大阪府警察部

特 高 課 長 殿

記 上 申 書

ひとのみち教團のお取調べにより感ずるところ多く飄然迷夢より目覺めてこゝに現在の心境を申述べたいと存じます

をしへおやは私利私慾を捨て切つた天人合一のひとであり至誠そのまゝのひとであるが故にその言動は即ちひとのみちなりと教へられこれを生命として説きつゞけられたる教團に於てをしへおや

今回の私行と教團の教義とは別問題なりとなすは絶対に許されざる事にして然もそれが最も重大視さるゝ夫婦問題なるについてはこの事によつて現在まで説き來れる一切の教義が單なる形式上のものなりと認めらるゝも一言辨解の餘地なきものにして一切が絶

對信頼のもとに無批判無意見の状態にてゝ毛頭疑點をもたざりしも取調べの進行と共に靜かに其現狀を眺むるときおしへらるゝお

振替みをしへを通じての世を誤る點多きと借金政策による非難さるゝ多くの事實により寧ろこの際教團自體がその非點を明かにし

てこれを解散し眞に甦生せる内容のもとに至誠奉公眞にその罪を

二、天理教々師の信仰利用犯罪の檢舉

宇都宮市居住天理教々師關根サク當五十七年は、昭和十年二月頃より同教々師となりて之が布教に従事しつゝありたるが、偶々同年十月頃同市居住寡婦高瀬ミチが長男の肺炎加答兒療病のことにて懊惱しつゝある旨を告知するや之を奇貨となし、「該病は如何に醫療を加ふるも全快するものにあらず、神の加護を受くるため祈禱したる上、鹽一合、酢一合、酒一合を混合して濕布すれば忽ち全快すべし」云々と妄稱して之を誤信せしめ、引續き本年六月頃迄約八ヶ月の久しきに亘りて右祈禱及濕布を繼續せしめつゝありたり。而して道間高瀬が祈禱效果に疑念を抱きて之を中絶せむとするや「今となつて神

を疑へば、神叱を受けて一家は絶滅すべし」云々と同人を脅迫して之を阻止し、更に本年三、四月頃より氣候温暖に向ひたるため病狀稍快適となるや、之を以て神徳の現れなりと爲し、豫て神意に叛すれば神罰を受けて一家全滅するものと訓練首信せしめたる高瀬に對し「全快祝として金五百圓を神に献納すべし」と申附けて之を喝取し、其他神の御告なりと詐稱して十數圓に相當する金品を騙取せり。

先之右關根サクと豫てより情交關係ありたる天理教々師森清當二十四年は布教の爲各所を歴訪するを奇貨として訪問先たる信者方より衣類其他の金品を窃取したる事發覺し、曩に栃木縣當局に於て檢舉送局せられたるが、該物盜事件の外信者たる婦女子の盲目的信仰を利用して之を毒牙に掛け或は人妻と姦通して遂に子女ある人妻を離婚に導く等亂倫の限りを盡し更に前掲關根サクの恐喝事件に關聯して同教布教師櫻井傳藏と共謀し、本年五月下旬以降數回に互りて關根に對し「高瀬ミチより五百圓を捧上げたる事實が警察及新聞紙に探知せられ居るにつき之が採消運動を爲すべし」又は「既に高瀬につき調査せり、若干の運動費を出さざれば該事實を新聞に書き立て更に警察へ告發すべし」云々と威喝して金百三十圓を恐喝取得したる等の事發覺し、何れも栃木縣當局に檢舉せられ夫々本月上旬送局せられたり。

其の他の運動狀況

一、消費組合運動の狀況

(一) 關東消費組合聯盟 日消聯加盟關消聯に於ては十月四日東京市城東區大島町二丁目七一五番地大島隣保館に於て第十六回大會を開催せるが本大會は關消聯の政治的態度即ち「關消聯の超黨派性堅持の下に於ける組合員大衆の政黨加入の自由とその運動への積極的参加を奨め而して所謂ファッショ反對の無産政治戦線の全的合意を支持」及び關消聯の單一化の問題即ち「數年來叫ばれ來りたる關消加盟全組合の單一組合への結集に依る組合活動の更正強化」等の重要諸問題を採擇決議し居りて活氣を呈したるが最近我國に於ける反ファッショ戦線統一の運動及び階級的消費組合の再據頭等の狀況に照應し本聯盟の動向に對しては相當關心を拂ふの要あり大會の狀況大要次の如し

- 1. 關消聯第十六回大會
- (一) 會同者 中央執行委員長 戸澤仁三郎
外代議員六十五名 傍聴二十名
吉本美代治
- (二) 開會の辭
關消聯は長き恐慌の中に今日日本に於ける唯一つの組合として残つて居る、關消は今や上昇期に向つて居るこの機會に於て組織を擴充し自主的消費組合運動を遂行し單一化問題の促進に努めなければならぬ云々
- (三) 議長 笠原千鶴 副議長 大澤喜代作 大久保勇
書記長 古崎平三郎 緒方敏夫 朴仁盾
- (四) 祝辭祝電披露

其の他の運動狀況

- (1) 祝電 日本労働組合全國評議會(中止) 夏川清治
- (2) 全日本映画従業員組合(中止) 菊池俊雄 (外五名)
- (1) 祝電 東北消費組合聯合會
- (2) 東交大塚支部婦人部(外四團體)
- (1) 祝辭文 代議士(一部削除)松本治一郎
- (2) 全水總本部外四團體
- (六) 報告

其の他の運動状況

(七) 一般、經濟、監査、各組合

(1) 第十六回大會一般方針の件(可決)

(二) 一般方針要約

客觀的情勢は去年より一層深刻となり生活は悪化し殊に政治的自由は一層狭められ新に重大な大衆課税が行はれ更に階級の對立は尖鋭化し階級戦線の統一的氣運は濃厚且つ上昇し消費組合運動に於ても亦統一的傾向が見えて居る一面産業組合は漸次アラブシヨ化し第二天五ヶ年計畫は其の實現を企圖すべく用意され殊に政府との接觸の度合は一層緊密となつた

斯かる時機に際會せる我々の任務は上昇期に向ひつゝある各組合を一層強め經營的基礎を確立し勤勞大衆の獲得の爲め努力を拂ふと共に單一化方針を實踐に生かし東北消費組合聯合會關西消費組合聯合會東消協内の各組合等との友誼的提携を深め更に日消聯の組織強化の爲めの任務と共に嚴練の統一を目ざして戦はなければならぬ

(2) 本年度豫算審議の件(新役員一任)

(3) 關消聯資産負債整理の件(新役員に於て對策樹立に決定)

(4) 規約一部改正の件(可決)

一、消費組合監査の状況

其の他の運動状況

(5) 日本消費組合婦人協會參加支持の件(可決)

(6) 政黨及職線統一の件(可決)

(7) 大衆課税並協同組合課税反對の件

(8) 他労働團體と共同闘争具體化の件

(9) 東交と提携消費組合確立の件(以上三件一括可決)

(10) 關消聯單一化實現の件(可決)

(外六件あるも省略)

(11) 新役員決定

中央執行委員長 戸澤仁三郎

中央執行委員 笠原千鶴 勝目テル

江口 喚 山花テルミ

外十七名

橋浦泰雄外三名

(12) 監査委員

スローガン(主なるもの) 消費組合聯合會「本會要

(13) 自主的消費組合戦線の全國統一を期せ

(14) 産組課税並大衆課税物價吊上げ總反對

(15) 全的全國を以つて階級戦線の統一を促進せよ

(16) 上昇期に向へる關消聯の徹底的更生を計れ

(17) 一段と經營を強化し單一化を促進せよ

(18) 大衆購入の自由

(19) 關消聯の組織強化

(20) 關消聯の組織強化

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十一年十月中に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機 關	係	發行月日	發行番號	處分月日	備 考
唯物論研究	唯物論研究會	機關誌	一〇、一	第四八號		
消費組合新聞	日本消費組合聯盟	機關紙	一〇、二五	第九一號		
水平新聞	全國水平社總本部	機關紙				九月五日第一九號發行
維新運動	大日本生産黨	機關紙	一〇、五	第六八號		
回天時報	大日本生産黨	機關紙	一〇、一	第十一號		
國民運動	國民協會	機關紙	一〇、一	第九號		
明倫新報	明倫會	機關誌	一〇、一五	第十四號		
皇道	皇道會	機關誌	一〇、一五	第二〇號		
三六情報	三六俱樂部	機關誌	一〇、一〇	第四〇號		
1936	同	右	一〇、一〇	十月號		

愛國勞働農民新聞	愛國勞働農民同志會機關紙	一〇、一五	第四號
愛國新聞	愛國青年聯盟機關紙	一〇、一五	第一五六號
		一〇、二五	第一五七號
錦旗國民軍	新日本國民同盟機關紙	一〇、二〇	第八五號
日本農民新聞	日本農民組合機關紙	一〇、一	第四九號
皇國農民新聞	皇國農民同盟機關紙	一〇、一	第一號

運動日誌

プロレタリア文化運動

(月日)

(事)

(項)

- 一〇、一 新築地劇團にありては機關紙「新築地劇團」第一號を發行配布す。
- 一〇、二 科學ペンクラブ(東京)に在りては麹町區九段一ノ五軍人會館講堂に於て科學思想普及の爲創立記念講演會を開催す。
- 一〇、四 文化團體「リベルテの會」(福岡)は内部的統制紊亂並經營困難の爲解體す。
- 一〇、一〇 獨立作家クラブ(東京)は事務所を淀橋區柏木町五ノ一一三〇中野重治方に移轉す。
- 一〇、一〇 北陸新劇協會(石川)に在りては金澤市内木村靜雄方に於て臨時總會を開催し規約の改正並役員の改選をなす。
- 一〇、一七 金澤詩人會(石川)に在りては金澤市石川屋食堂に於て其組織下なる「光線」九月號並「準」十月號登載の詩に對する合評會を開催す。
- 一〇、一九 人民文庫代表者武田麟太郎主催にて京橋區築地二丁目築地小劇場に於て人民文庫讀者慰安の目的を以て文藝講演會を開催す。
- 一〇、一九 徳島縣下撫養町居住瀧山重芳板本幸等は「撫養新劇協會新踏座」を組織し、同町を中心に所謂軟派青年に對し加入

運動日誌

一〇、二〇

一〇、二四

一〇、二五

一〇、二

一〇、二

- 一〇、二〇 エルテル俱樂部(東京)に在りては中央ベン俱樂部と改稱す。
- 一〇、二四 京都文藝俱樂部に在りては京都市中京區四條通御幸町角山一パンホールに於て渡邊牧外四名出席の上研究會を開催し、將來各自固有の團體を中心に研究を進めることとし一應本俱樂部の解消を決定せり。
- 一〇、二五 川崎協同劇團(神奈川)に在りては川崎市東三丁目一六川崎俱樂部に於て試演會を開催す。
- 國家(農本)主義運動
八月二十八日青森縣にて檢擧したる同縣下東天熟長熊野淺五郎は五・一五事件及相澤中佐事件に關する秘密出版を爲したること發覺し、不穩文書臨時取締法違反として送局せられたり。
- 雜誌核心二月號に關する新聞紙法違反として九月十一日東京刑事地方裁判所に於て第一審通り禁錮三ヶ月罰金百貳拾圓の判決を言渡されたる直心道場中村光三は當時上告したるも其後之を取下げ本日服罪せり。
- 在京東亞黎明義會長同鐵血隊本部員湯江次男(元日東義會員)は恐喝事件(昭和十年五月分月報九五頁及本年四月

運動日誌

- 分一三四頁参照)により機投八ヶ月に處せられ服役中の處本日所せり。
- 一〇、二 天行會獨立青年社事件により服役中の岡田理平は満期出所し馬場園義馬方に落付きたり。
- 一〇、三 在京推神顯修會にありては九月二十七日より靖國神社に於て第六回曉天顯修會を開催中の處本日修了せり。(参加者三名)
- 一〇、三 在京建國會にありては本月三日荒川區尾久町平和會館に於て同十七日淺草公會堂に於て露支膺懲民衆大會を開催す。
- 一〇、四 酒田市元莊内行政社機關紙出羽興民新聞は大川周三を社長に聘して東光日々新聞と改題續刊す。
- 一〇、四 名古屋市中都青年同盟の三浦延治は在名右翼團體各代表者と相謀り「現状維持的現支配層の政治的責任の徹底的追究糾弾を要する」旨の聲明書を首相、陸、海、外の各相及全國愛國團體宛發表せり。
- 一〇、五 在京建國會機關紙「皇道維新」は本日廢刊せり。
- 一〇、五 在京都純正日本主義十四年運動全國協議會に加盟し居りたる京大清明會は學校當局の注意により同會を脱退したるが尖銳分子遠藤季男等は個人の資格を以て連絡を爲すこととせり。
- 一〇、八 在京興國自治會々長並天井村勉々頭佐藤慶治郎は本月六日門司に於て要塞地帶法違反として檢擧され本日送局せられたるも身柄は即日釋放さる。
- 一〇、九 在京大日本國粹會總本部に在りては對支問題に關し靜觀

- 一〇、九 自重すべき指令を會長名により各府縣下木支部長宛發せり。
- 一〇、九 在京直心道場長大森有聲は本月九日名古屋市三浦延治主宰の中部日本青年同盟の座談會に出席し、同月十日には京都中川祐の純正日本主義團體國爭協議會の座談會に列席、同月十三、四日は富山縣伏木町太田幸一の勳章難新熟にて武道及禪學の講習を行ひ十月十六日歸京せり。
- 一〇、三 愛國學生聯盟は本部に於て臨時總會を開催し總務委員長明大二年上野眞次副總務委員長明大二年島田幸四郎を決定せり。
- 一〇、二七 愛同加盟皇國農及組合同盟(在名)は結成大會を開催せり。
- 一〇、二八 盛岡市所在青雲塾にありては本日熟生十二名を得て開塾式を舉行す。
- 一〇、二七 大日本國粹會三重縣伊賀支部にありては本月十七日阿山郡上野町菅原神社に於て再興結盟式を舉行し、同桑名支部にありては同月二十一、二日の兩日に涉り支部會館落成式及第二回支部大會を舉行、本部より森山自長出席せり。
- 一〇、二〇 福島縣若松市皇道維新會に在りては「累次非常事變を醸生し激發せしめたる根元を徹底的に追求し、飽く迄其の責任を糾弾せよ」の檄文を各方面に配布したり。
- 一〇、下旬 在京大亞細亞協會に在りては最近組織の擴大強化に努めつつあるが、本月二十四日福岡支部、同二十六日金澤支部、同二十八日大阪支部發會式を夫々舉行し、本部より

- 評議員松井石根大將及理事西原矩彦少將出席して各地共何れも講演會を開催せり。
- 一〇、二三 愛同加盟山梨愛國農民聯盟結成さる。
- 一〇、二五 大日本國粹會は大分縣別府市松濤館に於て西南部役員大會を開催す。(出席者會長森山慶三郎以下一三二名)
- 一〇、二六 小菅刑務所に服役中の愛郷塾頭橋孝三郎は實母もん病氣見舞の爲刑執行停止の恩命に浴し本日所病臥中の實母を慰問して即日歸所したり。
- 一〇、二八 在京鶴鳴莊にありては「天下同憂の士に檄す」と題する愛國運動に關する檄文二千部を各方面に頒布したるが同月發禁處分に附せらる。
- 一〇、二八 和歌山市九月會の田島勝武は「廣田内閣打倒。二二六事件の犠牲者の精神を生せ」云々との不穩ビラを頒布せんとしたるも當局に於ては之を事前に發見檢擧したり。
- 一〇、二八 學生國防研究會聯盟に在りては都下商大、立教、早大、日大、拓大、専修、慶大、國學院、の各大學々生二〇〇名出席し、陸軍省新聞班市田少佐外配屬將校六名を聘して滿蘇狀況に國防に關する座談會を開催せり

- 一〇、二 爲被疑者として府中警察署に檢擧さる。
- 一〇、二 新日本國民同盟世田ヶ谷支部に在りては第三回年次大會を開催したり。
- 一〇、二六 立憲養正會中信聯合支部長神戸公雄は帝都叛亂事件の際、激起趣意書を復寫出版し、出版法違反として檢擧(七月々報参照)せられたるが松本區裁判所に於て起訴猶豫處分に附せらる。
- 一〇、二三 大日本生産黨豊橋分會に在りては豊橋市政の糾弾方を決議し「新豊橋市會總員に要請し、併せて全豊橋市民に檄す」と題する檄文を頒布す。
- 一〇、二六 黒龍會本部は從來會長内田良平方に設置しありたる所同人は債務不履行により家屋の強制執行による明渡しを命ぜられたる爲住居及本部を東京市世田ヶ谷區世田ヶ谷町一ノ九七八に移轉せり。
- 一〇、二五 大日本生産黨東京城北支部に在りては年次大會を舉行し引續き國難打開演說會を開催したり。
- 一〇、二五 在名古屋大日本國民同志會に在りては中央委員長住徳藏を發行人とし月刊機關紙「ニッポン」二千部を創刊關係方面に配布せり。

政黨運動

- 九(右翼)
- 一〇、五 大日本生産黨影響下青年運動社は機關紙青年運動を發刊す。
- 一〇、五 大日本生産黨準備機關紙維新戦旗は「維新運動」と改題す。
- 一〇、五 大日本生産黨一市三多摩支部長山崎榮一外三名は暴力行

- 九(社大黨)
- 九、一九 高知縣東南支部浦戸分會結成
- 一〇、一 愛媛縣新居郡支部結成(支部長越智喜三郎)
- 一〇、一 今治支部結成(書記長石丸佐加男)
- 一〇、二 東京市葛飾市民協會結成(會長森居康)
- 一〇、二 東京市民團體聯合會結成(本文参照)

運動日誌

- 一〇、四 愛媛縣周桑郡支部結成(支部長瀧川和平)
- 一〇、四 岡山縣上道郡支部結成(支部長藤原龜平)。新潟縣南川支部結成(主幹者戸松一治)。黨名古屋支部は全評中評の支持入黨申込を正式に拒絶せり。
- 一〇、五 黨常任中央執行委員會議「税制整理案に對する闘争基準」を決定し、指令第五號を以て「税制整理案に對する闘争指令」を發す。
- 一〇、六 全國市會議員團會議案内狀を發す。
- 一〇、八 黨本部會館建設委員會は「東部會館建設基金に應募せよ」安部委員長揮毫に就て「を發送す。黨農村委員會は義務教育費調査表作成の爲め通達第二號を以て「義務教育費實地調査に就て」を各村縣縣宛發送す。岐阜縣本巢郡支部結成(支部長吉川文助)。舊社民系及舊全勞大系兩廣島支部合同す。(支部長滿野春一)。
- 一〇、一〇 山形縣飽海郡北平田村議補選に高橋甚太及庄司柳蔵、長野縣下諏訪町議選に春原直則當選す。
- 一〇、一一 舊全勞大系支部は解散し舊社民系支部に合流す(支部長前田榮之助)。
- 一〇、一六 義務教育公費勞學十年制案(研究資料欄參照)發表。
- 一〇、一六 黨本部員外黨所屬議員に於ては内務省大村地方局長を招聘し、地方財政及び税制改革案に關し其の内容を聴取せり。岐阜縣第一區支部は結社解散を届出づ。宮城縣票原支部北部班結成。
- 一〇、一七 黨常任中央執行委員會議。
- 一〇、一八 全國市會議員團會議を開催(本文參照)

- 一〇、一九 靜岡縣東豆支部結成(支部長林繁夫)。
- 一〇、二〇 第三回中央執行委員會議(本文參照)
- 一〇、二〇 日本労働會館に代議士會を開催、議事終了後大藏省山田主税局長を招聘して税制整理の内容に就き説明を聴取せり。本部に全國組織部長會議を開く。
- 一〇、二三 青森縣南津輕郡黒石町議補選に柴田久次郎當選。
- 一〇、二四 鳥取縣古布庄支部結成(支部長仲田宗太郎)。
- 一〇、二六 黨常任中央執行委員會議。東京市澁谷支部結成(支部長細野三千雄)。恐喝事件に就き黨兵庫縣縣警務次郎(應役一年六月)、久保松雄(同一年)、岩田國雄(同六月)は控訴中なりし所本日之を取下げ夫々原審判決通り確定せり。
- 一〇、二七 黨組織部は「新入黨者竝に新支持團體に關する通達」を發す(本文參照)。
- 一〇、二七 東京世田ヶ谷支部再結成(支部長吉川末次郎)。
- 一〇、二七 新潟縣下北越興民會は解散す。

労働運動

- 一〇、二 海軍労働組合聯盟第十四回大會開催(本文參照)
- 一〇、四 全國労働總同盟大阪聯合會合同大會開催(本文參照)
- 一〇、六 労働無産協議會に在ては午後七時十分より芝公園芝青年團會館に於て地區代表者會議を開催し、東京支部聯合會組織問題を決定す。
- 一〇、七 全評關西地方評議會に在りては本部執行委員長加藤十

- 一〇、一〇 於て時局批判演說會を開催せり。
- 一〇、一〇 日本労働組合會議政治委員會を開催し大會議案及スローガンを決定せり。
- 一〇、一五 海軍労働組合聯盟中央委員は海軍省を訪問し、大會に於て決議せる共済組合特別施設擴充の件其他の獻願書を提出せり。
- 一〇、一七 日本産業軍に在りては大阪市北區中ノ島公會堂に於て關西代表者會議を開催し、退職積立金及退職手当法徹底的修正の件外十一議案を審議可決し、宣言を發表せり。
- 一〇、一八 日本労働組合會議第五回年度大會(本文參照)
- 一〇、一九 日本労働同盟に在りては大阪市北區堂島寮に於て關西協議會を開催し、關西委員會を設置せることに決し、委員長矢尾喜三郎其他の役員を決定せり。
- 一〇、一九 福博電車株式會社に在りては前爭議後會社内に於ける福岡地方合同労働組合の組織一掃を企圖し、十九名の組合員を解雇したるに因り争議再發せり。
- 一〇、二四 日本産業労働俱樂部大會開催(本文參照)
- 一〇、二四 三重瑠那株式會社従業員は待遇改善を要求、二十六日一八〇名中一〇七名罷業に入りたるが、會社の誠意に信頼要求書を撤回し、三十日解決せり。
- 一〇、二五 東交年度大會開催(本文參照)
- 一〇、二六 全評關東地方評議會青年組合協議會結成大會開催
- 一〇、二八 國際労働局俸給生活者委員、日本労働組合會議顧問、社大黨代議士鈴木文治は十一月十八日より「ジュネーヴ」に

運動日誌

- 一〇、一九 於て開催せらるゝ委員會に出席すべく東京發神戸に向ひたり。
- 一〇、一九 労働無産協議會東京府聯合會結成大會開催(本文參照)
- 一〇、二九 日本労働組合會議政治委員並に日本港灣従業員組合長は内相、内閣調査局其他を訪問し、大會決議事項善處方につき陳情せり。

農民運動

- 一〇、一〇 全農兵庫縣聯合會は、武庫郡本庄村深江青年會場に於て年次大會を開催す。
- 一〇、一四 全農岐阜縣聯合會は、稻葉郡加納町に於て第五回年次大會を開催す。
- 一〇、二〇 日本農民組合九州聯合會は、福岡縣小倉市片野淨念寺に於て年次大會を開催す。
- 一〇、二二 日本農民組合脱退者齊藤久雄提唱の下に全農福佐聯合會月隈支部を結成す。
- 一〇、二四 全農靜岡縣聯合會松野支部結成す。
- 一〇、二四 日本農民組合九州同盟會糸島郡聯合會は、糸島郡前原町劇場老松座に於て年次大會を開催す。
- 一〇、二五 全農埼玉縣聯合會は、兒玉郡本庄町電氣館にて年次大會を開催す。

朝鮮人運動

- 一〇、一 既報名古屋市社會部に於て開催中の偕和會の訓練に参加せる鮮人インテリ青年二〇名は本日幹部引卒の下に岐阜

運動日誌

10、二 縣海部郡大江村所在内務所量水所を見學したる後同地治水神社に参拜せり。同所に於て石原田宿泊所長は寶曆年間木曾、長良、掛斐三川の治水工事に當り薩摩の義士平田朝負以下八十五勇士の事蹟を説明せり。一同に相當の感銘を與へたる模様。

山口縣に於ては協和事業遂行上の参考に資する爲め本日午前十時より縣會議事堂に於て縣下主要朝鮮人團體幹部二五名を會同せしめ、教育教化に關する件外二項目に就き其の意見を徴せり。

朝鮮留學生研學會は本日事務所を神田區猿樂町二ノ四ノ三朝鮮基督教青年會内に移轉せり。

10、七 第十一回オリンピック陸上選手孫基順、南昇龍其他一行四十七名は本日午後四時神戸入港の汽船にて歸朝せり。

(本文参照)

大阪消費組合東部支部は本年一月全協關係者の一齊檢學に依り其の中心分子を檢學せられ其後活動不振の状態にありたるが遂に本日解散を宣言せり。

10、19 本日施行の豊前市會議員選舉に立候補せる代書古物商張學出當三十八年貸座敷業趙漢國當四十二年は開票の結果前者は二三一票後者は七二票の得票ありたるも落選せり。

10、10 京都市中京區高辻御前通西入ル壬生槍町居住の申碩伊妻平山教子ト數順南當二十二年は中京區朱雀婦人會に入會せり目下朝鮮婦人の品性の向上と内地化を圖るべく一般婦女の入會を勧誘中

10、一六 豫て東京中のオリンピック陸上選手孫基順は出迎の爲め入京せる京成實成高等通學校教諭と共に本日午前九時羽田飛行場發旅客機に依り一路歸朝せり。(本文参照)

10、一七 京都朝鮮留學生學友會は本日午後一時三十分より同志社學友會館に於て定期總會を開催せんとしたるが臨臨警察官より本集會に於ては辭語を使用せざる様諭旨せらる、本會司會者其他一都に於て之に承服せず結局流會せり(本文参照)

10、一九 神奈川縣内鮮協會に於ては本日より五日間縣下久良岐郡金澤町所在昭和塾に於て第二回朝鮮人指導者講習會を開催せり。参加講習員三二名。

10、二八 神奈川縣に於ては本日横濱入港の日本郵船日枝丸を檢索中北米沙市より歸來せる在米僑民團員尹秋五當四十二年を發見せり。本籍地に永住の目的にて歸來せりと自供し差當り査察の點なきを以て近く附尾歸朝せしむる豫定なり。

10、二九 警視廳に於ては豫て劇團朝鮮藝術座の中心分子六名を檢學取調中の慶本日更に同關係者九名を檢學せり。

10、一 警視廳に於ては、天皇陛下に對し奉り自己の窮狀を懇へ御憐愍を仰ぎ度き趣意の請願書を宮内省宛送せる平南生ト硝子ペン製作工吉岡敬次ト金敬斗當三十四年を檢學せり。本名は嘗て客年八月頃自ら宮城に到り窮狀を懇へむと企圖したることある旨自供しつゝあるが精神鑑定の結果「早發性痴呆症」にして病勢昂進の途にあること判明せるに依り近く附尾送還の筈。

10、一 名古屋市南區呼聲尋常高等小學校に於ては客年十一月初

10、一 旬以來「内鮮融和は小學兒童から」の「スローガン」の下に鮮人兒童の教育に當りつゝありたるが、今回之が徹底を期する爲めの資料として在名愛國鮮人團體青日青年團と協力して學校區内居住朝鮮人の家庭調査を行ひつゝあり。

10、一 兵庫縣武庫郡武庫村當局に在りては縣社會課の指導の下に鮮人住宅改善の目的を以て鮮人アパート建設の計劃中なるが地元民は借地借家賃等の減收を豫想し極力之が實現に反對しつゝあり。兵庫縣に於ては推移注意中。

10、一 滋賀縣神崎郡五峰村尋常小學校に於ては本年六月頃より同村所在株式會社奥田製油所と協力し同社宅に居住中の鮮人兒童二四名に對し特別教育を施しつゝありたるが奥田製油所にありては今回別に濟州公立普通學校代用教員の前歴ある姜榮奎を五峰村在住朝鮮人の指導監督に囑託し在住鮮人の智徳の向上を圖りつゝあり。

宗教運動

九、二四 所謂島津女史等の邪教不敬事件は其後警視廳當局に於て取調中の所、島津治子は「感應性精神異常症」高橋むつは「偏執症」角田は「妄想性痴呆症」なること判明したる爲九月下旬何れも釋放したるが同人等は釋放と同時に夫々松澤病院其他に入院監置せられたり。

10、一 本年六月淺野研成等により結成せられたる東京市所在邪教撃滅聯盟にありては結成以來言論、文書等に依り運動を續けつゝありたるが、今回入の遺教祖の檢査により

運動日誌

10、三 聯盟は概ね當初の目的を達成せりとの見解の下に其の解散を宣言せり。

10、七 新興佛教青年同盟金澤支部に在りては市内高巖寺に於て邪教撲滅講演會を開催し、引續き邪教撲滅縣民大會に移り席上右趣旨に關する決議文並に建議文を作成し五日支部長より石川縣知事に手交せり。

10、九 山形市佛教各宗協和會により組織せる正法顯揚聯盟に於ては豫て類似宗教の排撃運動に努めつゝありしが、今回人の道教祖御木徳一の檢査を見たるを機會に約四日間に涉り市内各所に於て正法顯揚講演會を開催し同教の邪教性を排撃せり。

10、上 金澤市高道町七七勝隆事中山勝次當三十四年は約三年前より自宅に觀音妙智力修法師並に大和流御詠歌道場、住源流指南の看板を掲げ、二階に祭壇を設け自ら生神様なりと稱して吉凶禍福を説きつゝありしが、自己は觀音様の御告げにより相場を豫想し得るとして無智なる婦女子をして相場に染手せしめ、爲に損失を招くせし自己と情交せば豫想を的中し得べしとの神意ありたり等妄稱して數人の婦女を姦淫し、且相場に依り多大の損害を蒙らしめたる事實判明し所轄署に檢學せり。

10、上 大分縣南海部郡在住御嶽教推教正宮崎香は昭和六年四月より御嶽教小富士教會所を開張布教中の處、昭和八年頃より神の啓示を受けたりと詐稱して神前奉納金名下に六百數十圓を騙取したること發覺し大分縣當局に檢學、詐欺事件として送局せられたり。

運動日誌

10、一六

福岡縣小倉市所在バプテスマ小倉教會宇都宮市等を中心とする一部信者間に在りては、在來のアメリカ的キリスト教を排し日本主義的キリスト教に進むべしとして同志相謀り原理社なるグループを結成し、機關誌「原理」を發行して一般信者に呼び掛けつゝありたるが教會側より統成を棄るものとして宇都宮外五名を除名處分に附したるを以て、被處分者等は直ちに聲明書を發すると共に小倉市商工會議所に於て教會内狀暴露演説會を開催せり。靜岡縣下熱海町所在類似宗教團體演説會は豫て療病行爲、婦女關係又は募財方法等につき兎角の風評ありたるが、最近に於ける當局の邪教取締強化の傾向に自ら脅威を感ずるに至りしものゝ如く、本日附自發的解散を行ひ向後は興國運動社の名下に國家主義的政治運動に専念することゝなせり。

10、一七

秋田市所在カトリック教聖心愛子會は布教の傍ら各種社會事業を實踐し、全國各地にも相當の支部を設置する等漸次發展するに至り、最近神奈川縣高座郡藤澤町に本部を移轉すべく計畫中なるが一方藤澤町長並町有志等は教會事業の虛弱兒童收容所は結核療養所を偽裝するものにして斯くては町發展上の影響からずとして之が設置反對運動を起さんと劃策中なり。

10、一三

岡山縣久米郡在住神谷良護は昭和六年頃より權八稻荷大明神なる土俗信仰を利用して加持祈禱を行ひ來れるが、其間權八稻荷の神像を偽裝して療病方法を指示し祈禱料名下に五十錢乃至五圓及御題目料名下に五圓乃至二十五圓位宛を騙取したること發覺し本月十二日岡山縣當局に檢舉せられ同日二十二日詐欺事件として送局せられたり。而して御題目料と稱するは線香一本燒失する間繰返して南無妙法蓮華經を唱稱するを題目一卷と爲し、其の代價料を三錢と定めて内五圓を神谷の所得とするものにして、通常病者一人につき一千卷乃至五千卷の唱稱を命じつゝありたるものなり。

10、一六

在阪和樂路屋敷店發行に係る大日本分縣地圖京府府の分は量に壞滅したる皇道大本の所在を表示しありたる爲内務大臣に於て該部分のみ訂正處分を命ぜられたり。東京市外武蔵野町居住尾尾正は曩に「不敬兇逆の邪教天理教撲滅」と題する十錢パンフレットを作成頒布したるが、其後在京右翼分子五百木良三今泉定介松永材藏川武治其他の助を得て建國神祇淨化聯盟を組織し來月十日青山會館に於て天理教撲滅對策協議會を開催し、天理教管長以下同教會教師等を不敬罪として告發するの件外二項を決議すべく之が案内狀を關係各方面に郵送せり。

時事日誌

10、二五

陸軍特別大演習北海道に於て行はる。

10、二二

上海特區法院に於て中山兵曹射殺事件最終公判開廷され下手人葉海生(死刑)首謀者楊之道(死刑)共犯周社榮(無罪)の判決言渡しありたり。

10、一七

大藏省より税制改革案の内容を爲す税率に付き所得税其他六種目に對する新税率發表さる。

10、一八

民政黨關西大會に於て町田總裁は電力統制政府案に對する反對的演説を爲す。

10、一八

間島省露滿國境二ヶ所に於て滿洲國監視隊と露國ゲ、ベ、ウ隊との間に衝突あり滿洲兵に八名の死傷者を出したる旨朝鮮軍司令部より發表さる。

10、一三

天皇陛下には北海道に於ける御日程を御終了兩館御出港後一路御平安に宮城に還幸被爲在。

10、一六

駐日露國大使ユレニエフは外務省に有田外相を訪問し、日滿露國境紛争處理に關する露國政府の回答案を提示全線主義を主張せり。

10、一八

臺灣獨立の陰謀事件秘密結社案友會事件記事解禁さる。

10、一九

明春英國皇帝陛下戴冠式に天皇陛下御名代として秩父宮殿下を御差遣被爲在旨御治定あり此旨宮内省より發表さる。

10、二二

天皇陛下には海軍特別大演習御統裁の爲め宮城御發聲横須賀より軍艦比叡により御發港被爲在。

10、二九

海軍特別大演習觀艦式大阪灣上に於て舉行さる。

10、三〇

天皇陛下には海軍特別大演習の御日程を御終了一路御平安に宮城に還幸被爲在。

10、三〇

元鐵相小川平吉は市ヶ谷刑務所に收容さる。

10、三一

鐵道疑獄事件關係者内田前鐵相は東京刑事地方裁判所檢事局に召喚取調を受く。

時事日記

研究資料

政黨運動

一、社會大衆黨調査部資料

その一、義務教育公費勞學十年制案

一、空虛な年限延長案には反對す。

(イ) 廣田内閣の庶政一新の手段として、平生文相主張にかゝる「義務教育八年制實施案」の最後案が去る七月十五日文相官邸における文部省々議において決定され廣田首相の手にて書面により提出されたと傳へられてゐる。

(ロ) いま、その大要を見るに (1)義務教育年限を八年とす (2)就學年限を尋常六年、高等二年とす (3)尋常小學では國民一般に基礎教育を施す高等小學では國民的教養の徹底を期す (4)兒童保護者は十四歳まで、就學せしむる義務を負ふ (5)中等學校との連絡は現制通り (6)青年學校普通科の就學を以て高等小學に代へる (7)昭和十二年度は教員養成準備期間として同十三年度から實施す

(8)これが經費として昭和十三年度から臨時費百萬圓、經常費一千二百萬圓を支出すといふにある。

(ハ)ところが今日國民が義務教育に對して望むところは非義務的な軍事教育の準備機關の義務教育化でない。根本的要求としては義務教育の徹底と同一主義教育の打破であり、當面の要求としては授業料の廢止學用品の給與、兒童給食の實施、および小學校の經營維持費と小學校教員俸給金額の國庫負擔であり、謂ふところの「義務教育費一切の金額國庫負擔」である。

(ニ)この義務教育に對する國民の要求は取りも直さず本來の意味における義務教育制の確立である。何となれば、義務教育とは保護者が兒童をして就學せしむるの義務を負ふべき者なりとする現行解釋は根本的誤

謬であつて、國家が義務教育と云ふ限りにおいては就學年齢兒童にして國籍を有する者に對しては國家は公費を以て就學せしむるの義務を負ふべきものでなければならぬ。かように吾々は義務教育そのものの解釋の是正を要求するものである。

(ホ)かゝる義務教育そのもの、正しき解釋の上に立つて「義務教育費一切の國庫負擔」が實現されるに非ざれば、逐年増加の傾向を示しつつある不就學兒童、飢食兒童および窃盜兒童の根柢を期し難く、また小學校教員俸給未拂の事實が指標せる町村自治體財政の破綻を匡救することは不可能なのである。

(ヘ)故に「義務教育費全額國庫負擔」の實施を伴はざる改革案には絕對的に反對するものである。

二、公費勞學義務教育十年制

(當面の要求)

- (イ) 授業と勞働の結合を原則とする「社會的公費勞學制樹立」の前掲として現行教育費、教育制を次の如く改革する。
- (ロ) 現行義務教育改革案として「義務教育公費勞學十年制」を主張する。その内容は
 - (1) 義務教育年限を十ヶ年とす。
 - (2) 國民的基礎教育のための尋常小學を五ヶ年とす。
 - (3) 人材主義、性能教育確立のために尋常小學校五年終了者を各種初等專門學校に就學せしむ。
 - (4) 各種初等專門學校は現行青年學校の内容を根本的に改革し之を充當せしめ五箇年とす。
 - (5) 各種初等專門學校は夜間、晝間の二部制とし、公私の別なく使用者および保護者は、被備者たる子弟たるを問はず、満十七歳迄就學せしむべき義務を負ふ。
 - (6) 各種初等專門學校を下級二箇年、上級三箇年とし、下級は國民に必要な理論的及實踐的知識の總體を習得せしめ、上級は學生の性能に基き専門的職業教育を施す。

各種初等專門學校上級學生はその性能に基き商業組合、工業組合、産業組合の協同組合制度並に其他の職場において勞働に従業し、實習を兼ね各種職業的智識と技能を習得するものとす。

(8) 満十七歳迄の少年勞働時間は五時間制とす。

(ハ) 義務教育公費勞學制實施のために現行の中等學校、商業學校、女學校および補習學校、その他の實務學校はこれを廢止す。

(ニ) 義務教育公費勞學制の下に於ける專門教育と學術の研究。

- (1) 現行官公立專門學校の廢合を行ひこれを高等專門學校とし、高等專門學校は義務教育終了者のうち優秀なるものに對して國家が必要ありと認めたるものに對してのみ公費入學を許可す。
- (2) 高等專門學校は専門的技術の發達のために専門的技術の教育機關とす。
- (3) 官公立大學の廢合を行ひ、大學をして學術研究の機關とし高等專門學校終了者にして國家が必要なりと認めたるもののみを公費入學せしむ。

(4) 現行の高等學校はこれを廢止す。

(5) 私立專門學校および同大學の國庫補助はこれを廢止す。

三、社會的公費勞學十年制

(社會主義教育の實施)

(イ) 以上の「義務教育公費勞學十年制」は資本主義的秩序内において勤勞少青年大衆をホカスト、ゼネレーションへの前進のためと勤勞者本位の新しい建設のための強き自負と確信を與へるための教育制度である。したがつて、この場合には、いまだ、ブルジョア、イデオロギーの產物たる肉體的勞働と精神的勞働の分離と、その社會的寄生的要素の存在を可能ならしめてゐる。

(ロ) しかし吾々は「義務教育公費勞學十年制」の實施により「授業と勞働の結合」を原則とする教育を徹底せしめ徐々に「寄生的要素を廢絶せしむるであらう。

(ハ) のみならず、吾々は右の「義務教育公費勞學制」の過程を通し、他面、吾々の政治的目的たる社會主義實現の政治的實踐的活動に基き、現在資本主義的秩序の改革を可能ならしめ、且つ社會主義の實現に到達するであらう。それと同時に教育の上にも寄生的な失業インテリの進食階級の發生を不

可能ならしめ「社會的公費勞學制」すなはち社會主義的教育制度を實施する時期に到達する。

- (二) 吾々は教育機構の最終目標を、したがつて、次の如き「社會的公費勞學制」に置くものである。
- (1) 社會的公費勞學制は、幼兒の庭園に於ける遊戯から、無意識のうち、その遊戯の繼續であり發展として勞働に移らしむる方針を、教育の根本的方针として採用す。
- (2) 社會的公費勞學制は單一勞働學校の形態を以て常態とし、授業と勞働の結合を以て原則とす。
- (3) 社會的公費勞學制は就學前の四才から七才に至る迄の兒童の教育に留意し、廣汎なる保護者團を組織統制し、家庭教育の編見を克服し、社會的教育の準備の育成のために「保育學校」を創設す。
- (4) 社會的公費勞學制は十年制とす。七才から十一才までの五箇年間は普通科とし社會的基礎教育を施す。十二才から十四才までを單一勞働學校の第一段階とし、十五才より十七才迄を單一勞働學校第二段階とす。

- (5) 單一勞働學校第一段階においては公民に必要な理論的および實踐的智識の總體を習得せしめ、單一勞働學校第二段階に於ては學生の自然的欲求とその性能に基き、職業選擇の年齢に到達せるが故に、専門的職業教育を施す。
- (6) 社會的公費勞學制の下においては専門的技術教育と學術の研究との混淆を廢し、専門學校は前者の機關とし後者は大學の任務とす。
- (7) 社會は社會的公費勞學制の十年の教育過程を終了したる者のみを勞働者として待遇し、完全なる社會人たる地位を國家は保證する。
- (8) 社會的公費勞學制十年終了者のうち優秀なるものにして國家が必要なりと認めたる場合、勞働者として勞働に従事せしめつゝ勞働時間以外において専門的技術の發達のために専門學校に入學せしめ、最高の専門教育を施す。
- (9) また専門學校修業者にして國家が必要ありと認めたる者をして大學に入學せしめ、最高の科學的教育とその學術的研究に従事せしむ。

第一 地方交付金制度及び地方税について

地方交付金制度は豫ねて我黨の主張である。今回の税制整理案において平年度二億九千萬圓に達する相當大規模なる地方交付金制度が樹立されんとしてゐる。之れに對しては實意を表するに吝さかでない。然し乍ら地方交付金制度といふ形式は必しもその内容を決定するものではなく、動勞大衆の負擔減輕と地方自治の伸長を前提とする我黨の立場からすれば政府案とは多大の運庭があり、今回の整理案は不徹底且つ、不都合なる多くの點を含んでゐる。

- (1) 特別地稅の如き、營業稅の如き、また大部分の雜種稅の如き、定設ある惡稅を全廢しなかつたのは不徹底である。
- (2) 家屋稅は今日借家人の負擔する大衆稅であるが、又は戸數割に類似する惡稅となつてゐる。家屋稅の中央移管によつて假りに今日極端に高率な若干の地方の負擔減輕が行はれるとしても、都市動勞大衆の負擔加重は免れ得ない。これは農村の一部動勞大衆の負擔を都市の動勞大衆の負擔加重によつて減輕すると云ふ事であり、支配階級の最も狡猾なる手段である。

その二、税制整理案に對する國事基準

- (3) 稅源を國に留保することを主眼として所得稅其の他の國稅附加稅に對して嚴重なる制限を加へ、負擔力ある部分から附加稅として地方稅を徵收することを事實上不可能ならしめた事は不都合である。
- (4) 戸數割廢止及び所得稅附加稅の制限に代る財源の一部として特別所得稅(年所得一十圓未満の所得に對する課稅)を許容するが如き說の傳へられることは最も不都合である。
- (5) 地方交付金制度の樹立に伴ひ地方自治に對する官儀的制限の加重せんとする傾向あるは甚だ不都合である。

- (一) 家屋稅、特別地稅、營業稅及び大部分の雜種稅の廢止を主張する。
- (二) 國稅附加稅に對する課率の制限に反對し更に進んで今日附加稅の賦課を禁ぜられたる國稅(資本利子稅、相續稅、取引所稅、臨時利得稅、財產稅等)に對する附加稅の設定を主張する。
- (三) 地方的に生ずる特殊利益に對する課稅(例へば財産增值稅の如き、特殊行爲稅の如き)を地方獨立稅として設定することを

主張する。

- (四) 特別所得稅に對しては徹底的に反對する。
- (五) 新稅の地方交付金は必らず地方大衆稅の廢滅のために使用すべく、既成政黨のその間に於ける策動は絶対に排撃しなければならぬが、地方交付金制度に伴ふ大藏省及び内務省の地方財政一般に對する官儀的干渉の加重に對しては斷じて反對する。

第二 國稅の増稅について

今回の税制整理案は國稅において平年度五億五千萬圓(家屋稅の中央移管を加へて五億九千萬圓)の増稅をもたらす大規模のものである。地租及び個人營業收益稅に於いて若干の減稅が行はれ、且つ細目規定が未發表のため計數の正確は期せられないが、直接稅と間接稅の増稅の割合は大體に於いて半々か、間接稅が稍々少い程度のもので稱せられ、大藏大臣はこれをもつて負擔均衡の目的を達する整理案だと誇つてゐる。然し乍らこれを概觀したゞけでも政府の誇示は全く欺瞞である事が明白である。即ち

- (イ) 地租の減額は一十萬圓程度、個人營業收益稅の減額は三百六十萬圓程度であつて總額として大した額でないのみならず、之等の小額所得者が間接稅の増徴並に物價騰貴によつて失ふところと相殺すれば果して負擔減輕となるや否や大なる疑問である。
- (ロ) 間接稅は今日國稅總額の五割以上に達してゐる。動勞大衆はその負擔に堪え難きに至らんとしてゐるのである。國民生活安定のためには間接稅の廢滅こそ緊急なのであつて、直接稅の増稅の「均衡」と云ふ如きは所謂「獅子と兎の平等」に外ならない。
- (ハ) 直接稅の増稅は、資本家の二重の負擔減輕によつて前提されてゐる。即ち既に低金利によつて豫め減稅されて居り、將來物價騰貴によつて再び減稅されるであらう。のみならず勞働組合、農民組合、消費組合其他直接稅の轉嫁に對して有力に闘争し得る手段を持たない我國の動勞大衆に對して、資本家は或ひは商品の値上げにより、或は原料の買ひたゞきにより、或は勞働強化により、自己の租稅を動勞大衆に轉嫁し得る確信を持つてゐるのである。
- (ニ) 更に進んで立案された増稅計畫の内容について見るに、次の如き不徹底又は不都合を含んでゐる。
- (1) 法人所得稅の増稅を八割に止めた事は不徹底である。

- (2) 國債利子の第二種所得税を源泉課税に残したことは不徹底である。尙國債利子課税は政府の低金利政策に拍車をかけるものであり、株式市價の騰貴とそれにつれて一般物價の騰貴を促進すること必至であるが、一般的物價騰貴の場合に於ける勤勞大衆の生活防衛の方策が何等考へられてゐない事は不都合である。
- (3) 個人所得税の最高税率を百分の五十に止めることは不徹底である。
- (4) 株式配當金の四割控除を負債利子控除又は二割五分控除に改めることは不徹底である。
- (5) これに反し、個人免稅點を千三百圓から千圓に引下げたことは不都合極まる。
- (6) 地稅の免稅點を高めず、たゞ貨價價格の改訂によつて減稅を期したに止まることは不徹底である。
- (7) 個人營業收益税の免稅點を四百圓から六百圓に引上げたに止まり、法人營業收益税を一割程度増稅したことは不徹底である。
- (8) 家屋税を二割程度の減稅に止めたことは不徹底である。
- (9) 相続税の増稅が十割程度に止まることは不徹底である。

- (10) 有價證券移轉税の内容は尙不明であるが、投機行為に對する課税を課税せんとする傾きあるは不徹底である。
- (11) 財產税の税率が百分の十乃至十五の程度に止まることは不徹底である。
- (12) 酒税、麥酒税、雜物消費税、砂糖消費税、賣上税等の間接税の増徴又は新設並に燒酎事實の實施が不都合であることは言ふまでもない。就中賣上税は歴史的な職時税として今日獨乙及びフランスに於て大規模に行はれ、一方に於ける消費者課税と他方に於ける大資本の集中とを實現せる惡税であることは明白に實證されてゐる。假りに實施當時の税率は相當低くとも、一度創設せられるや政府の必要に應じて莫大なる負擔を民衆に重課するものであり、馬場薩相の聲明によつても其の方針は明白である。
- (一) 因つて我等は、これ等の點に關し次の如き基準を以て闘争する。
- (一) 所得税の免稅點引下、酒税、麥酒税、雜物消費税、砂糖消費税、賣上税の増徴又は新設並に燒酎事實の實施等、大衆課税の加重に對しては徹底的に反對し抗争する。
- (二) 田畑地租の免稅點を四百圓程度に、個人營業收益税の免稅點を八百圓程度に引上げ

- (三) 一 家屋税を廢止し、法人使用雜物税を創設する事を主張する。
- (四) 大所得並に不勞所得を重課する目的を以て左の如く主張する。
- (イ) 第一種所得税率は凡て累進とし、第三種所得税率よりも高率とすること
- (ロ) 特に株債債社及び獨占事業(重要産業統制法の適用事業)に對しては特別に重課しうることを
- (ハ) 第二種所得は全て源泉課税の上更にこれを第三種所得に綜合すること
- (ニ) 株式配當金の四割控除は全廢す
- (ホ) 第三種所得税の果進率は五萬圓以上百分の五十程度とする事
- (ヘ) 資本利子税を十割程度増額し、法人營業收益税、相続税、財產税並に有價證券移轉税は重課方針を更に徹底せしめる事
- (ト) 免稅點並に勤勞所得免稅點以外の各種免稅特典は全てこれを廢止すること
- (チ) 大所得に付き、その免稅を防止する爲めに嚴重なる處置を講ずること
- (五) 間接税は云ふ迄もなく、直接税の勤勞大衆への負擔を防止する手段として左記の如く要求する。

- (イ) 重要産業統制委員會へ消費者代表及勞働者代表を參加せしめる事
- (ロ) 價格監督官を設置すること
- (ハ) 生計費指數に基礎を置く最低賃銀法を制定すること
- (ニ) 勞働組合法を制定すること
- (ホ) 小作組合法を制定すること
- (ヘ) 消費組合の發達を促進する方策を講ずること

第三 増稅以外の増稅について

政府の稅制整理案は、以上の國稅及地方稅に關する減稅又は増稅をもつて全部としてゐるけれども、國民大衆の負擔と云ふ見地から見れば増稅は決して國稅及び地方稅に於ける上記の計畫案だけではない。

第一は、所得自然増收と稱せられるものである。これは租稅計畫が前年度或は前々年度に於ける實收入を基礎として樹立されるが故に當然に生ずる「誤差」のやうな外觀を取つてゐるけれども、近年に於ける自然増收は必らずしもそれだけではなくて、政府の方針として所得の査定を嚴格にしたり、徵稅を特に嚴重にしたりする事から生ずる實質上の増稅が

相當に含まれてゐる。

第二は、官業收入の増加である。政府が專賣局特別會計、通信事業特別會計並に鐵道特別會計から相當多額の繰入金を期待してゐることは既定の事實であるが、これは煙草の値上、郵便料金の値上げ並に鐵道運費の引上げを豫定してゐるのである。之等の値上げは稅法上の増稅ではなくとも、大衆増稅に外ならないことは今更言ふまでもあるまい。

第三は、外地特別會計からの繰入増である。これは必らずしも植民地に於ける増稅を直ちに意味するわけではないが、此の繰入が永續し固定化する虞れのある現狀に於て、將來に於ける増稅を豫想するものである。

これらの増稅は相當の多額に上るにも拘らず豫め議會の協算を經る必要なく、政府の一方で決定し得ると云ふ點が特徴である。煙草、郵便料金並に鐵道料金が今日にても明日にても勅令一本で値上されて、然も議會の事後承認を求めらるる必要もないと云ふ事は如何に不都合極まる事であるか。

我等は斯ふいふ形式によるヒキョウなる増稅に對しては徹底的に反對すると共に、進ん

で官業事業の資金を全て法律によつて決定すべき事を主張する。

第四 總括

今回の稅制整理案を總括して考ふるに、地方稅の廢減を興へ、地方稅の廢減を中心として中小地主並中小商工業者に外關たけの減稅を興へ、直接税との均衡を看板として勤勞大衆の負擔を重課し、結果はインフレーションに拍車をかける事なのである。至僅は少くも減少せず、これだけの増稅はことごとく擧げて國費のホウチョウへ、就中軍事費の増大へ投せられてしまふのである。今日の資本主義制度の下に於ける軍事費の増大が資本家の利己的致富と資本主義そのもの維持をしか意味しない事は我等がしばしば明らかにしてゐる通りである。

我等は斯かる目標のための大衆増稅に對してはどうしても賛成する事が出来ない。

各支部並支部聯合會は、全國の勤勞大衆の名に於いて、馬場薩相の稅制整理案に對して全面的に抗争せよ。

二、東京市民團體聯合會の運動方針書と一般政策

第一、運動方針書

はしがき

A 中小商工業者の現状

農村と都市が需要供給の相對性關係に立脚して週期的交換經濟が行はれて居た歐洲大戰前までは、或意味に於て都市も農村も比較的平和であつた。

然るに歐洲大戰を契機として日本資本主義の異常なる發展振りは、更に滿洲事變を基軸として新らしき拍車を之に加へた。大工場の出現と軍需工業の旺盛は必然的に資本の集中を意味し、資本主義統制經濟は遂に都市中小商工業者をして、加速度的に没落の窮地に迫り其の相繼いで起る倒産の慘狀は將に農村の疲弊困憊を凌駕するものがある、即ち

B 窮乏の諸原因

1 資本主義發展に伴ふ必然の結果
全國民の約三割六分、二千四百萬に該當する都市小市民の九割八分が高速度的に發展した資本主義の最後の段階なる金融獨占の犠牲、例へば百貨店の進出が一層に中小小賣業者の社會的必要性を減却して

其の結果から来る無統制、薄資に基く製品の投資等が當然彼等の生活を枯渴せしめてゐる。

斯る悲運の中にも、彼等は猶も自己の生活力恢復の爲めに同業組合、或は輸出業組合等に其の最後の打開策を發見せんと努力はしてゐるもの、窮極に於て無益の嗜みである、即ち今日の社會が持つ自由主義的政治經濟機構の腐す缺陷の必然性は此のまゝの姿に於ては如何ともする事は出来ないからである。

(ロ) 金利の奴隷的役割

前項にも述べたる如く小賣業者、小企業家を問はず薄資、無統制が自然的にいざらざる競争を惹起して自滅の歩々を進めて居る。其の依つて来る原因は金融獨占到伴ふ薄資の苦惱から脱れんとする高利の犠牲と、軍需インフレーションより起る多忙な業界で不必要なる競争のワナの前に驚る低賃銀の政行が夫れで有る。然し未だ我國には此中小商工業者に利益する一つの民衆金庫も一つの庶民金融機關も無い、夫が遂に彼等をして金利の奴隷たる甘ぜ

ざれるを得ない結果を生じたのである。

(ハ) 都市勞働組合と農村協同組合運動の進出によつて都市勞働組合は既に不充分とて其の勞働條件の維持改善に努力し、消費經濟に對する統制も著々と堅實味を表し、農民も亦、現下の不況を打開する方策として盛に農村協同組合運動を起し、消費、販賣、購買等の組合主義的發展に全力を傾注して出来る限り消費と生産の中間的配給機關及び搾取機關の排除に努めて居る。

然るに都市中小商工業者は此の下からの攻勢にも抗し得ず商權擧護、反産運動等を起して居るが之れ又到底彼等を更生に導く唯一の手段でも方法でも無い。

(ニ) 舊態度其のまゝで進歩が無い
所謂、ノレンと屋敷を唯一の老舖と思惟して、急激なる社會進化に伴ふ外消費階級の文化的慾求に報ひ、内店員、徒弟の能率増進、待遇改善の方法を顧慮する處なき封建時代其のまゝの如き産業形態自態が、彼等をして益、窮地に迫り込みつ

つ有る事は自覺しない。

(ホ) 公租公課の過重

薄資と無統制が墓穴を掘りつゝ有る半面に今日の中小商工業者を始め一般小市民に對する公租公課が收入に比例して過重である。例へば營業收益税の四百圓、自轉車、荷車税、併びに各種の保險金、義務教育費、町會費、衛生費等が電燈、瓦斯、料金の高過と相俟つて困窮に拍車をかけて居る。

(ヘ) 原料動力の獨占化と運輸交通機關の發達

機關産業の特異性を敢へて摘出すればセッキ工業、輕工業と言はざるを得ない。然かも其の大部分は原料を國外に仰ぐ各種雜貨が我國家工業の中心を成して居るにも拘らず、此輸入原料の獨占到依つて小企業家、技術家は全く賃銀勞働者の域を脱して居ない、一方小賣業者は交通機關の異常なる發達のために配給機關としての機能を將に奪はれつゝ有る。例へば地下鐵、バスの發達が夫れで有る。

一般運動方針

A 公營長産指導の設置

政黨の運動狀況

資本主義經濟機構内に於ては一般的には商工調査、産業指導に對して各地に商業會議所又は商工會議所等有る、然し斯る産業機關は所謂、資本主義ブルジョア産業機構としては充分に其の任を果して居ると雖も、民衆産業、却ちプロレタリアトに關する限り此の種の機關は勞働スパイ若しくは産業協調の魔藥劑と成つて腐蝕作用こそすれ、中小商工業の指導機關でも無ければ相談所でも無い。随つて今日の中小商工業者を救済する爲めの一つの指導機關は之れブルジョア機構内に求めんとするは愚の極みである。故に職能的地區代表を構成分子とする民衆商工會議所及び産業指導部なるものを設置して一路中小商工業者の獨自の更生を圖るべきである。

B 國營庶民金庫、動産火災保險の設置

既に商工省の企劃にかゝる商工中央金庫法、大藏當局の立案にかゝる庶民金庫法、逓信省案に於ける電力國營案等は素より其れが完成の曉きは民衆の均しく讚美する處であらう。然し既に春の臨時議會で通過した商工金庫法は其の對照を中間上層部に置き大藏省、庶民金庫も電力國營案と等しく其の振れ出しに於ては如何にも待望に價

すべきものなるも、果して豫期の結果を終結するやの此一點を想起すれば何時も乍らと言ひ乍ら多くを期待する譯には行かない。況んや火災保險國營案の如きは大衆の積極的運動なくしては到底望まれぬ事である。

茲に於て先づ吾々都市中小商工業者は敢然立つて之れが設置獲得に對して勇往邁進すべきである。

社會諸立法の獲得

(イ) 百貨店法 (ロ) 商店法 (ハ) 配當制限法 (ニ) 無擔保險資法 (ホ) 國民保險法 (ヘ) 利子制限法 (ト) 工場法の修正
等社會立法の獲得は他の運動と並行すべきである。

D 調査情報機關の確立

文化時代に於ける商工取引の根幹を成すものは調査の正確と情報敏速に有るのである。一時半時を先途として一獲千金を争ふ投資は言ふに及ばず運動の極めてスローな中小商工の取引關係に於ても此一般經濟情報と各種の指數調査が如何に産業利潤を將來するに有效なるかは最早議論の餘地の無いことである。ブルジョア階級は内外通信網又は政府筋の通信によつて居ながら

して業界のハロメーターを窮知するを得たのであるが、不幸吾々階級に至つては何等斯ふした機關の整備なく調査機關なきために不慮の損失を招いた経験は凡らく枚擧に遑なき有様である。

E 國營倉庫設置

資本主義機構の現段階では常に生産過剰で悩んで居る。然るに都市家庭工業者の數は漸増の傾向である。其の内には何時も將來的經濟恐慌が約束されて居る之を解除して物價の上下と商品移動の普遍化を圖らんとすれば先づ國營倉庫を設立し、此處に過剰商品を貯蔵し倉庫證券を發行して一時的金融の道を開き以て生産者を救助すべきである。

F 負債整理

借金モラトリアムは非常時に於ける一種の便法である。故に必らずしも憲法上の批判の標に罪惡視する譯にも行かぬ、即ち農村に於ける六十億、都市に於ける四十億の借金が今日の如き不況の情態に於ては到底三年や五年に於て支拂ふ望みは無い。事實上のモラトリアムである。故に之れを合理化

する爲に債權、債務者合議に依る長期モラトリアムの斷行をなし、不況打開に邁進すべきである。

G 政事方進(傍線の箇所は削除せしもの)

由來一國健全の核心を爲すものは何れの國家を問はず、中間階級の健全性である。而して中間階級の多くを占めて居るものは都市にては中小商工業者、地方にては自作農階級である。然るに一朝此の中間階級の上に恐慌の暴風來るや秋落の木葉の如く倒産相繼ぐものは都市中小商工業者でその悲惨の狀態は將に地方農民の比ではないのである。然るに近時暴風雨の如き衝動して來た軍部ファッショは此の中間階級没落の姿を見て、産業統制化に各種立種組合の發達を助長して以てこの恐慌を一時的緩解せんとしてゐる。然るに中小商工業者は之れが所謂被覆の第三帝國主義的意圖の下に於ける偽善的方法とは知らず、共產主義反對の一點に於て無批判的にファッショ又可なりの際を聴くのである。其處には階級を超越した民族主義、國家主義的に此の階級を吸引せんとする封建的魅力がある。焉くんぞ知らん此の魅力は凱狼のワナに落つる羊の如く早晚被覆の好餌たるは唯時の問題であらう。

。茲に於てか政治的に都市中小商工業者を併せた一般小市民を救済する最善の方法は資本主義を打倒しファッショを排撃して眞の民衆の利益を代表して其の權利幸福の爲めに闘ふことを立憲の精神として居る社會大衆黨に如名人黨し、以て此の偉大なる政治勢力に依拠して一切の障害突破に向つて一途邁進すべきである。同時に吾々は過去五十年の間金融機關、地主の代辦であるブルジョア政黨に一切の望みを託して生活安定への河清を待たつた事が如何に誤りであつたかを此際明確に批判されねばならぬ。

當面の運動方針

一、言論文章抗議運動
即ち春の臨時議會で決定したる商工中央金庫法の如きも近く實施を見る運びに至るも、該法案が所謂中間上層部を對敵としての立案なるが故に小商工業階級には殆んど無意味の存在である。故に之れが民衆化運動のためには宣傳演說會の開催によりて大衆運動を起し反面抗議、請願運動を貫して無擔保者の資格保證協會の公營促進を爲すべきである。

二、教育産業指導運動

一般大衆に對し資本主義打倒、産業機構革新は先づ新興政黨なる社會大衆黨の指導理論こそが尤も此際緊急對策として必要缺く可からざる事を日曜講演等の形式を通じて通俗的に政治知識の普及から轉換へ導き以て階級觀念の涵養より控産講習へ及ぼすべきである。

三、組織方針

凡そ都市小市民組織方面に於て困難なるものは無い。それは説明を待つ程も無し、産業部門に於ける多様と職能部門に於ける多様と、而して信用經濟の多角な統一から組織へ非常なる困難を伴ふもので有る。従つて稍々もすると立種組織に容易に参加し易い社會習慣をもつて居る。故に先づ此の缺點を訂正する爲めに座談會、相談會、法律顧問部等の活動を通じて先づ部分的に同志を作る事である。第二段として之れを慰安會、旅行會、運動會の一般社會の傳統行事にうつしつゝ其處に目を造る。第三段には其の目を貫して青年團、少年團、各町會内に進入して横斷的の全面組織へ進展する。

約言すれば、此の階級は一般に俸給生活者を除くと勞働者、農民に批して意識水準が低劣である。故に大衆的指導方針では無く小乘の誘導方針を取り、除々に之れを階級化し、以てファッショの線から全的に絶縁し而して之れを階級的に結成し最後に社會大衆黨の傘下にまで統一結集すべきである。

第二、一般政策

- A 中小商工業者對策
 - イ、國營庶民金庫の徹底的普及
 - ロ、デパート、チエンスストアの進出反對
 - ハ、動産火災保險の國營
 - ニ、電燈電力の國營促進
 - ホ、産業方面委員制度の新設
 - ヘ、電話架設費の徹底的値下
- B 社會立法の獲得
 - イ、百貨店統制法
 - ロ、商店法
 - ハ、利子制限法の改正並に配當制限法の設立
 - ニ、地代家賃制限法
 - ホ、借地借家法の徹底的改正

- ハ、動産低當法の制定
- ト、國民健康保險法の促進
- 社會對策
 - イ、實費診療所及び産院の設定
 - ロ、無料圖書館の普及
 - ハ、公營職業紹介所、結婚媒介所の新設
 - ニ、公營住宅の増設
 - ホ、電燈、瓦斯、水道、必需量の無料配給
- D 教育對策
 - イ、義務教育公費勞務學制の徹底
 - ロ、公費商工學校の開設
 - ハ、夜間運動場の開設
 - ニ、教權擁護學校後援會廢止
- E 政治政策
 - イ、各種議員の獲得
 - ロ、調停委員並に方面委員の獲得
 - ハ、各種稅調查委員の獲得
 - ニ、町内會制度の民衆化
- F 課稅對策
 - イ、營業收益稅の課稅額引上
 - ロ、自轉車、リヤーカー稅の徹廢
 - ハ、第三種所得稅課稅體低下反對
 - ニ、一般消費稅の減免

労働運動

一、日本労働組合年次大会主要議案

(イ) 小型船員保護法獲得の件

説明者 麻生喜一

提出理由

本案は従来我組合より「港灣労働者保護法獲得の件」として數次提出されたものであります。本法案は従来我組合より「港灣労働者保護法獲得の件」として數次提出されたものであります。本法案は従来我組合より「港灣労働者保護法獲得の件」として數次提出されたものであります。本法案は従来我組合より「港灣労働者保護法獲得の件」として數次提出されたものであります。

申す迄もなく本法案提出理由たるや日夜港灣河川を根據に攻々として働く我々港灣労働者——平水航路以下、小汽艇、發動機解船其他一切の小型船舶、端舟の乗組員——が現下社會情勢下に於ける物價騰貴に基因する生活不安定、努力過重より及ぼす肉體的精神的苦難而も我々港灣労働者は他の労働者に於ける工場法、健康保險法及船員法等の國家保護法の一をも持ち得なかつたのであります。本法を通じて我等港灣労働者が切實に要求獲得せんとする所のは生活の安定、雇傭契約の確立即ち失業の保證、傷病の給附並に

傷害手當制度であります。

斯くして本法を獲得する事に依つて始めて我々が法の被護の下に安堵して自己の職責を全ふし得ることゝ信するものであります。

實行方法

政府當局に陳情し速かに立案して議會に提出さるゝ様要請し且つ必要な促進運動を起すこと。

要綱案

名 稱

小型船員保護法

本法の適用範圍

- イ、平水航路船舶の乗組員
- ロ、湖川港灣のみを航行する船舶の乗組員
- ハ、船舶法第二十條に記載しある船舶及端舟の乗組員
- ニ、波濤船、倉庫船、油槽船

小型船員手帳

小型船員と爲らんと欲するものは所轄官廳に小型船員手帳の交付を申請することを要す

小型船員手帳記載事項

- イ、氏 名
- ロ、本 籍
- ハ、身 分
- ニ、生年月日
- ホ、船舶又は端舟名
- ヘ、噸數又は積載量
- ト、職 名
- チ、航路及定置場
- リ、船主又は雇傭主氏名並に住所
- ヌ、給料及手當
- ル、雇入地及雇入年月日
- ヲ、傭止地及傭止年月日
- ワ、公認の官廳名

小型船員

最低年齢を滿十五歳とす
小型船員の雇入又は傭止を爲し又は雇入契約の更新若しくは變更を爲したるときは所轄官廳に公認を申請することを要す

公 暇

四大節並に毎月二回の有給公暇を與ふ可し

送 還

小型船員が雇入地以外に於て傭止せられたる場合には雇入地までの旅費を申請することを得

失業保證

小型船員が船夫若しくは雇傭主の都合に依り傭止められたる時は其の服務したる期間に對する給與及手當の外二ヶ月分の收入標準月額を請求することを得

傷病に對する保證

小型船員が業務上負傷し若しくは疾病に罹りたる時は船主若しくは雇傭主は六ヶ月を超えざる期間内の治療費及看護の費用を負担し給料の全額を支給す可し

小型船員が雇入期間中疾病に罹りたる時は

船主若しくは雇傭主は三ヶ月を超えざる期間内の治療費及看護の費用を負担し收入標準月額の百分の六十に相當する額の手當を支給す可し

身體障害扶助料

小型船員の業務上の負傷又は疾病治療したる時に於て身體障害存する時は船主若しくは雇傭主は労働者災害扶助法施行令第六條の

條項に規定しあるが如き障害扶助料を支給す可し

葬 祭 料

小型船員死亡せる場合は葬祭料として收入標準月額の一ヶ月分を支給す可し但し最低五十圓を下ることを得ず

死亡手當

小型船員が業務上の傷害に依り若しくは船舶遭難のため死亡したる時は左の手當金を支給す可し

イ、妻子又は扶養を要する直系卑屬、直系尊屬、兄弟姉妹を有するもの

收入標準月額の二十ヶ月分但し最低金壹千圓を下ることを得ず

ロ、配偶者のみを有するもの

收入標準月額の十七ヶ月分但し最低金八百五十圓を下ることを得ず

ハ、獨身者

收入標準月額の十五ヶ月分但し最低金七百五十圓を下ることを得ず

所持品流失手當

小型船員が船舶遭難に因り所持品流失したる場合は左の手當を申請す可し

イ、船内に家族と共に常時居住する者所持品の全部を流失したる時

收入標準月額の内四ヶ月分但し最低金貳百圓を下ることを得ず

ロ、船内に家族と共に常時居住する者所持品の一部を流失したる時

收入標準月額の内二ヶ月以上

ハ、其他の者にして所持品全部若しくは一部を流失したる時

收入標準月額の内二ヶ月以上

船員保險法

説明者 山川宗彬

提案理由

海上労働者が常に危険なる海上生活を送り、過激なる労働に従事する關係上其殉職、病没、老衰、負傷、疾病等に到底陸上労働者と同一の比率に非ざることは論を俟たざるところである。然るに工場、鐵山、其他陸上労働者に對しては現在健康保險法又は工場法、職業法に基く命令、且又明年一月一日より實施せらるゝ退職積立金及退職手當法等に於て其の負傷、發疾、退職等につき一定の保護施設が設けられあるも、海上労働者に對しては僅かに商法中に若干の規定あるのみに過ぎざるは吾等の最も遺憾に堪へざる處にして實に自主的船員保險法の制定こそは日本海員組合創立以來毎年度大會に於ける重要な議案なり。

嘗て政府は昭和三年十月労働保険調査會に於て立案せる船員保険法案の骨子を根本より覆へし船員生活の實情を無視せるが如き改悪船員保険法案を第六十九帝國議會に提出せる等のことあるも、二・二六事件の後を享けて成立せる廣田内閣は今や庶政一新、國民生活の安定を標榜して海運國策を樹立しつゝある時我國海運産業の原動力たる船員の福利増進施設確立に努むるは刻下の急務なりとす。仍而我等は茲に自主的船員保険法の制定による船員生活の保護施設を要する所以なり。

實行方法

一、政府當局に陳情すると共に自主的「船員保険法」を來るべき議會に提出する、やう運動すること

要綱案

第一、保險事項
疾病、負傷、廢疾、脱退、死亡、養老、遺族

第二、被保險者
イ、強制加入(原則)

日本政府の發行する船員手帳を有するもの但關東州、朝鮮、臺灣等に於ける置籍船乗組員と雖も内地置籍船乗組員と同様被保險者たる資格あること

ロ、任意加入
一年の報酬千八百圓を超える高級船員に限る

ハ、任意繼續加入

第三、保險者
イ、政 府

ロ、法人たる船員保險組合

第四、標準報酬……給料

第五、財 源

イ、強制被保險者並に任意加入者に関する保險料の負擔割合

被保險者 三分の一
船舶所有者 三分の一
國 庫 三分の一

ロ、任意繼續被保險者に関する保險料の負擔割合

被保險者 十分の五

第六、保險給付

イ、療養の給付

1. 業務上の事由に因る疾病又は負傷の場合に於ては商法第五百七十八條規定の船主負擔の期間を経過したる翌日より治療するまで療養の給付を繼續すること但し支給開始後三年を経過するも負傷又は疾病治療せざる時は廢疾手

當金若くは廢疾年金を支給して療養の給付及傷病手當金を打ち切ることを得

2. 業務上の事由に因らざる疾病又は負傷の場合に於ては療養の給付は同一の疾病又は負傷及び之により發したる疾病につき商法第五百七十八條規定の船主負擔の期間を経過したる翌日より起算して百八十日を起して之を爲さるること

3. 被保險者下船中疾病に罹り又は負傷したる場合は事故發生の四日目より起算して百八十日間療養の給付又は傷病手當金を受くるものとす

ロ、傷病手當金
報酬日額の百分の六十とし其の期間は療養の給付繼續期間と一致せしむること。但し業務上の事由に因らざるものは事故發生の四日目より起算するものとす。

ハ、廢疾年金
業務上の事由に因り傷病の結果終身自用を辨ずること能はざるものに對し報酬百分の六十五以上の年金を給與すること。右は家族の數に應じ増額のこと。

ニ、廢疾手當金

1. 業務上の事由により傷病の結果終身

勞務に服すること能はざるものに對し報酬の二十四ヶ月分以上

2. 従来の勞務に服すること能はざるもの及健康復に復すること能はざるものに對し報酬の十二ヶ月分以上

3. 身體を傷害し舊に復すること能はずと雖も引續き従来の勞務に服することを得るものに對し報酬六ヶ月分以上

ホ、脱退手當金
被保險者資格喪失の際七年以上被保險者たりし者に對しては大體左の標準に依り脱退手當金を支給すること

(一) 被保險者たること七年以上の場合 保險料總額の二割五分

(二) 同 十年以上の場合 三割

(三) 同 十五年以上の場合 四割

(四) 同 二十年以上の場合 五割

ヘ、埋葬料
被保險者死亡せるときは葬祭費用として死亡當時の報酬月額を給與すること但し最低五十圓を下るを得ず

ト、養老年金
被保險者にして年齢四十五歳以上に達し船員を廢業したるときは廢業當時の報酬の百分の三十五以上の年金を給與すること
右は家族の數に應じ増額のこと
チ、遺族年金
被保險者及び療養の給付、傷病手當金を受くる者死亡したるときはその報酬の百分の二十五以上、廢疾年金を受くる者死亡したる時はその年金の百分の五十以上の年金を遺族に給與すること
右は家族の數に應じ増額のこと
リ、配偶者(内縁の妻も含む)
(一) 死亡當時年齢十六歳未満の直系卑屬及胎兒
(二) 死亡當時年齢五十五歳以上の直系尊屬又は廢疾の状態にある直系尊屬
死亡が業務上の事由によるときは前項の規定により算定したる金額の二分の一を増加すること

第七、被保險者資格喪失期間
1. 十二ヶ月以上保險料を納付せる被保險

者にして下船失業したる後十二ヶ月以内に於て六ヶ月以上に互り保險料を納付せざる時は其の期間満了せる翌日より被保險者たる資格を喪失す
2. 徴兵検査、入營、非常召集、簡閱點呼、其他海難等船員の意志によらざる不可抗力的原因により下船せるものはこれによつて被保險者資格を喪失せず
(ハ) 國民健康保險法制定に関する決議
説明者 上條愛一

決 議

失業と疾病は國民生活の一大脅威である。國民生活安定を標榜せる廣田内閣は連やかに國民健康保險法を實施して國民生活の一大不安を除くべきである。

既に政府は内務省社會局に於て國民健康保險法を立案し、之を社會保險調査委員會に附議せらるゝに至つた。而して社會局の立案並に社會保險調査會を通過せる該法案は、尙多く國民大衆の利福と背反する點あるを見る。依つて我等は現政府は少くとも更に左の諸項の主旨の修正を加へ之を來るべき議會に提案し、速やかに之が實施を斷行せんことを要請す。
一、本法は主として農民を對象とする健康

- 一、労働組合の健全なる発展は、産業自體の組織と經營の合理化と統制を行ふと共に他面其の従業員の生活の保障に健康保持の道を計ることが緊要である。
- 二、尙保險料の少くとも半額は地主、殊に不在地主に負擔せしむること
- 三、政府は日本醫師會との團體契約を廢し、醫療組合の醫師をも平等に保險醫たるを得せしむる保險醫自由登録主義をとること
- 四、労働組合、農民組合、共済組合、産業組合等の民衆の自主的互助組織を基礎として保險組合を組織するの方針をとること

(二) 商店法

主 文 説明者 山口常次郎

國家産業の健全なる發展は、産業自體の組織と經營の合理化と統制を行ふと共に他面其の従業員の生活の保障に健康保持の道を計ることが緊要である。

而して生産方面に於ては重要産業統制法を始めとして各種の統制策が行はれつゝあり、且つ近時國營問題も其の實現を見んとし、工

場法、健康保險法、災害扶助法、退手法等の労働者保護立法が實施せられつゝある。

然るに商業方面を見るに多く今日尙封建的因襲に閉ち籠つて、其の組織と經營とは何等合理化せられず、又何等の統制が加へられざるのみならず、其の従業員の生活は労働時間、給與、保險衛生等凡て全く封建的酷使に甘んずるを餘儀なからしめつゝある。かくの如き状態に之を放置することは、營業の不振を益益深刻化すると共に國民生活と國民の健康を惡化せしむる重大なる起因たるを知る。而して政府は昭和八年社會局が商店法の立案を試みしことあるも、一部業者の反對に遭ふて之が實現を見なかつたのであるが、現下の社會狀勢は徒らに之を等閑に附するを許さざるものあり、商店法實施の急務なるを認む。

決 議

- 政府は左記條項の主旨を骨子とする商店法を立案し、來るべき議會に提案し其の實現を期されたし。
- 一、營業時間を午後八時までとする。
 - 二、その他不當競争防止の規定
 - 三、商店従業員の勤務時間を制限し、少年従業員は一日八時間以下とする
 - 四、商店週休制を設け従業員に一週一日の

- 休暇を與へること
- 一、従業員に對する給與(給料、手当、賞與、物品支給等)に關する規定を設け、其の生活を保障すること
 - 二、従業員の解雇手續制度
 - 三、住込従業員に對する宿舎、食糧、衛生設備等に關する規定、その他病氣、負傷等に對する療養規定
 - 四、少年従業員に對する教育的施設

(ホ) 労働組合法要綱

説明者 塚本春藏

- 一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善並に其他被雇者の共同福利の保護増進及其の素質の向上を計るを目的とする被雇者の團體又はその聯合を謂ふ。
- 二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所を在地の地方長官に届け出ることを要す。
- 三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。
- (一) 名稱、(二) 目的、(三) 主たる事務所、(四) 組合員の資格に關する規定、(五) 組合員の加盟脱退に關する規定、(六) 組合の大會其他の會議に關する規

- 定、(七) 組合の執行機關並に其他役員の權限資格及任免に關する規定、(八) 加盟金及組合費並に會計に關する規定、(九) 組合規約の變更に關する規定、(十) 組合の聯合及合併に關する規定。
- 四、労働組合並に其の事業に對しては諸税を賦課せず。
- 五、労働組合は労働争議につき、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任せず。
- 六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被雇者を解雇する事を得ず。雇主又はその代理人は被雇者を労働組合に加盟せざる事、又組合より脱退する事を雇傭条件となす事を得ず。
- 七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て、之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。
- 八、労働組合の役員又は組合員は労働争議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるゝことなし。
- 九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行為に關し法定代

労働運動

- 理人の同意又は夫の許可を要せず。
- 十、労働組合は司法裁判所の判決を經るにあらざれば解散せらるゝことなし。
- 十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたるときは警告を發し若し應ぜざる場合にはその取消變更を裁判所に訴ふる事を要す。
- 十二、六に違反したる雇主又は代理人は六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に處す。

(ハ) 労働協約法要綱

説明者 徳永正雄

- 要 綱
- 一、本法に於て労働協約と稱するは、本法第六に規定せる労働協約の能力ある雇傭者並に雇傭者團體と被雇傭者團體との間に文書によつて締結せる労働條件の協約を云ふ。
 - 二、労働協約の締結されたる場合に於ける個人的契約は被雇傭者の利益となる部分に限り有効とす。
 - 三、労働協約當事者は、協約締結後、二週間以内に地方長官に届け出づるものとす。
 - 四、労働協約中の條項が同一行政区域内に於ける同一産業若しくは職業の過半数に適用せらるゝに至りたる時、若くは同條項が被雇傭者の利益について重大なる價値を有する

に至りたる時は、該協約條項は協約に關係なき同一産業並に職業にも適用する可きものにして、内務大臣は此旨一般に公旨する事を要す。

五、第四の適用を受くるものにして異議を有するものは、適用することの不當なる事實を證明する書類を添付し、二週間以内に行政裁判所に異議の申立を爲すことを得。

六、雇傭者又は被雇傭者の團體にして、その規約又は定款によつて決議並に執行の機關を有し、並にその規約又は召集方法を規定せるものは、労働協約の能力あるものとす。但し被雇傭者の團體は左の條件を具備することとを要す。

- (一) ある一定の經營に所屬する事を團體員の資格として規定せざること。
- (二) 雇傭者を團體員として加入せしめざる自主獨立の團體なること。
- 七、労働協約は期間の経過若くは双方の同意によつて終了す。但し期間の定めなき場合は三ヶ月の豫告期間を以て解除することを得。
- 八、事業を譲り受けたる雇傭者、又は雇傭者團體並に被雇傭者團體の各々が合併に依りて成立せしめたる團體は、本法による權利義務

務の一切を繼承するものとす。九、故意に協約を違反したるものには償金を課す、雇傭者並にその團體に對しては五千圓以下、被傭者團體に對しては五百圓以下、被傭者個人に對しては日給七分(月收三十分の七)以下とす。

(ト) 規約改正に關する件 説明者 末窪滿次郎 改正要綱 (イ) 第十一條の後半の「必要に應じ執行委

議案 大衆課税反對に關する件 主文理由省略 團結權擁護に關する件 理由

労働者階級の團結權は資本主義社會に於ける労働者の生活權防衛のための唯一の合理的武器である。我々は永い間の闘争によつて實際上これを獲得し、それによつて資本家階級の攻撃——不當徹首、労働強化、賃金値下げ等に對抗して来た。國家資本主義的獨占の成長に伴ふ物價騰貴と労働條件の劣悪化に對して自己を防衛する必要に迫られてゐる我々に

員會之を召集す」を必要に應じ議長之を召集す」と改む。(ロ) 第十四條の前半「評議員會はその第一回會合に於て、執行委員八名を互選し、其内より組合會議議長、同副議長、書記長、會計を選任す」を削除し、第十條を左記の如く修正補足す。大會は別表比率に基き評議員若干名並に執行委員八名、組合會議議長、同副議長、書記長、會計を選任す。議長事故又は缺員

二、労働無産協議會東京府聯合會結成大會主要議案

とつて、團結の自由は當然の權利であり、しかも最低の要求である。然るに、この當然にして最低の權利たる私の團結權が、最近突如として脅かされるに至つた。去る九月十日陸軍當局によつて行はれた官業労働同盟の破壊がそれである。これはひとり官業労働者の死活に關する重大問題であるばかりでなく、延びては全労働者階級の團結權を脅威するところのファッショ的暴壓に他ならぬ。かゝる無産にして反動的なる抑壓に對して我々は斷乎として反對し、團結權擁護のため死闘しなければならぬ。しかもこの闘争

の場合には副議長之を代行し、副議長事故又は缺員の場合には執行委員中より互選されたるものこれに當る。(ハ) 第二十一條の第一項並に第二項を左の如く改む。(一) 會費納入者數一千名迄月額四圓を五圓と改む。(二) 一千名以上は百名を加へる毎に月額金二錢五厘を増加す。を金三錢を増加すと改む。

是一片の決議によつて解決されるものではない。我々が再び脅威されることなき團結の自由を確保するためには、眞に自主的なる労働組合法の獲得に向つて邁進しなければならぬ。思ふに、わが國において實質上労働者階級の既得權たる團結權がかくも容易に蹂躪されるのは労働者の生活防衛のための組織たる労働組合が法認されてゐないからである。ナチス・ドイツを除けば世界の文明諸國においては、早くから労働組合法が制定され、労働者の團結權は確認されてゐるのである。わが國においても、最近内務省が次期議會

に提出すべき労働組合法案を立案したと傳へられてゐるが、その内容は恰もナチスの國家労働統制法と符節を合せたやうなファッショ的彈壓法であつて、それは罷業權も團體協約權も認めてゐない。かゝるファッショ的立法によつて我々の團體權が保證されると考へる事は絶対に出来ない。罷業權と團體協約權とを含む自主的労働組合法こそ團結權確保の具體的形態だからである。素より、わが國においても自主的労働組合法の獲得のため、今日ほどその必要が全労働者階級の死活的問題として痛感されたことも亦尠いであらう。今にしてこれを獲得しなければ、今後の我々の闘争は益々困難となるであらう。それ故、吾々はこの際浸透された團結權を奪還するために、あらゆる障害を蹴つて自主的労働組合法の獲得に突進しなければならぬのである。

以上の理由により、我々は速かにわが黨独自の労働組合法案の作製を本部に要請し、來るべき議會に提出すると共に一切の労働無産團體と協力して、一大大衆運動を展開せんとするものである。

實行方法

労働運動

新役員一任 反ファッショ闘争に關する件 (點線内は削除を命ぜらる) 理由

労働大衆から一切の自由と生活權を剝奪し、崩壞に喘ぐ資本主義を支へんとするファッショ政治は今や現實の問題として具體的に我々の頭上を襲ひつゝある。滿洲事變以來相繼いで起つたテロ行動によるファッショ化への企ては盡く失敗に歸し、これに反して、反ファッショの旗幟高らかに掲ぐる無産黨が會つて見ざる躍進をなしたる事實を以てやゝもすればこの國に於けるファッショが次第に退潮し、無産運動の前途に坦々たる道が開けたかの如く見る傾きもあるが、これは餘りにも日本資本主義の現實を見ぬ近視眼的觀察である。今や日本の政治は軍部、官僚によつて壟斷されブルジョア政黨は儼かなる反抗を示しつゝも結局これに引づられ非合法的暴力的ファッショの代りに上からのファッショ化が著々と進められてゐるのだ。陸軍省の労働組合禁断は言はずもがな、電力國營と言ひ、税制整理と言ひ、或は政治機構の改革と言ひ、又近く重要都市に施行せんとす

る都制案と言ふも、いづれもファッショ政治への具體的歩みに外ならぬ。ファッショは又戦争と切つても切れぬ轡を持つてゐる。歐洲におけるファッショが如何に好戰的であり且野蠻極りないかは説明を要しない所だ。ファッショは戦争の爲の政治だとさへ言はれてゐるのだ。ファッショは又愛國主義、時には社會主義的なる裝ひをこらし、動搖しつゝある中間階級より更に無産階級をも掴まんとする。近年族生しつゝある愛國労働組合、皇國農民組合なるものはファッショの大量獲得の觸手であり、この觸手は虎視眈々として無産階級をも窺つてゐる。かくしてファッショ政治は外に戦争の危機を刻々と呼び起し、内に全労働大衆の生活を奴隸的水準に叩き落すべく將々と迫りつゝあるのだ!

我々は今や上から或ひは下から迫り來るファッショと徹底的に闘争しなければならぬ。この闘争を遂巡し或は回避しては大衆の自由を守り、生活權を擁護する方途は絶対に無い。我々は率先して果敢に反ファッショ闘争を敢行する。この爲に二分三分せる無産階級を

組合職線に政黨に統一強化する事が急務である。

ファツシヨが現實に具體的な姿で迫りつゝある今日我々はこの具體的問題、例へば労働組合禁製、團結權否認、大衆課税、労働者消費者を犠牲とする諸種の統制、中央及地方の政治機構の改革等を取上げ、大衆的政治闘争を組織展開しなければならぬ。しかして中間階級をも含めた全労働大衆の利益の爲に忠實且精力的に闘争することによつて大衆の中におけるファツシヨの魔手を撃退しなければならぬ。

實行方法、本部一任。

電力、電燈瓦斯料金値下闘争に關する

理由

近代都市生活者にとつて、電力、電燈、瓦斯は空氣と水に次ぐ程の重要な生活必要物である。しかるにこれ等の事業は近年大資本の獨占下に統制され、國家、或は自治體の庇護の下に大衆を搾取し莫大なる利益を貪りつゝある。機械の著しき發達、産業合理化等により電力にせよ瓦斯にせよ經營費が激減してゐるにも拘らず消費大衆に對する料金引下げの如きは毫も顧みられてゐない。

最近電力國營に關連して料金引下げ問題が論議され恰も國營後は料金が低下される如く傳へられてゐるが、他の國營事業、煙草、鐵

道の例に徴して明らかなる如く國營は却つて料金引上げの危險性を伴つてゐるのだ！

又瓦斯料金引下げも市との報償契約改訂期に於いて實現せしむべく多年の懸案であつたにも不拘、過般の改訂に際し市當局は鼻糞ほどの申譯の引下げで妥協したのだ！

實行方法、本部一任。

外事關係

概説

十月中に於ける國際情勢一般を概観するに、スペイン革命動亂を繞る國際的動向は、九日、廿三日、廿八日の三回開催せられたる對西不干涉實施國際委員會に於て如實に表現せられ、會議はソ聯對獨伊葡の公約違反問題に對する討論に終始し、結局、同委員會は、ソ聯側三件、伊太利側一件の違反確認並に海港監視案の審議を決定せるに過ぎざりき。

十四日、徵兵制度及軍備充實案ベルギー閣議にて審議さるゝに際し、皇帝は、「最近の緊張せる歐洲國際關係に鑑み、同盟政策を廢棄し、自主的に防備的軍備を確立する要」ある旨の所謂中立還元の御宣言を爲され、全歐にセンセーションを惹起せり。就中佛國の受くる影響は甚大にして、今後の推移は注目し値すべし。

チアノ伊國外相は、廿日ベルリンを訪問し、ヒットラー總統等と會見、エチオピア併合承認等重要問題に付會談し、兩國の關係益々緊密化を加ふるに到れり。

悪性排日テロ事件を契機とせる日支交渉は、八日の川越大使と蔣介石の會談後、川越・張會談數次行はれたるも具體的結論に到達せざるが如し。他方蔣介石は全支統一の爲、北支五省代表を杭州に召集、十七、十八兩日重要會議を開催せる模様にて、同會議は内容明瞭ならざるも、北支問題延いては今後の日支外交上重大なる影響を有すべし。

情報に依れば、四川、西康省方面より北方に移動しつゝありし、朱德、徐向前、賀龍の共産軍は、今月に入りて、甘肅省西部に進入し、従前より同省東部及び陝西省に在りし毛澤東軍と合同せんとするが如く、且彼等は、抗日人民戦線の擴大強

警視廳	福建省福清縣 吳服行商 薛能三 三六	山東省榮成縣 楊振有 三六	本名は本年十月四日博太東海岸にて坐礁破損せる島谷汽船天丸火夫なる處同船が右事情の爲め船止となりたる爲め、日本海員組合小樽支部に於て就職口を求め居たるも適當のものなく浮浪中のもの	要救護の虞	十月二十五日、青島、廣和號、青
福建省福清縣 住所不定 無職	葉奕 二九	大正十年三月渡來、翌十一月歸國、同十五年八月横濱に再渡來上京、行商に從事中なりしが、素行不良業續不振にして生活に窮したる結果、深川區清澄町三丁目富田徳太郎外三名より三千九百圓餘の吳服類を取込詐欺せるも、十月七日送局、不起訴となれるもの	犯罪	犯罪	十月九日、横濱、阿蘇丸、上海
湖南省湘陰縣 神田區神保町二ノ三〇福島 方學生 黃壽淑(女) 三二	昭和二年一月、行商と稱して神戸に渡來、直に岐阜に到りて人夫となり、同四年一月上京人夫として運搬労働に従事せるもの	昭和十年十一月渡來上京大東日語學院に入學邦語、勉學中なるが、十月六日新宿伊勢丹に於て女物「セーター」金六圓餘相當のもの、萬引現行を檢察、微罪に付嚴戒釋放せるも改悛の情更になく再犯の虞あるもの	犯罪	犯罪	十月十六日、横濱、淺間丸、上海
浙江省青田縣 城東區大島町一ノ一六二王 運連方 人夫 朱根鵬 三一	昭和二年一月、行商と稱して神戸に渡來、直に岐阜に到りて人夫となり、同四年一月上京人夫として運搬労働に従事せるもの	昭和二年一月、行商と稱して神戸に渡來、直に岐阜に到りて人夫となり、同四年一月上京人夫として運搬労働に従事せるもの	無許可労働 並要救護	無許可労働 並要救護	十月十六日、横濱、六甲丸、上海
本籍同右 住所同右 浙青居方 人夫 鄭碎岩 三二	昭和四年五月、行商と稱して神戸に渡來、富山縣を経て同年八月上京人夫として運搬労働に従事せるもの	昭和四年五月、行商と稱して神戸に渡來、富山縣を経て同年八月上京人夫として運搬労働に従事せるもの	同右	同右	同右

本籍同右 住所同右 新合利屋方 人夫 吳仁典 三七	大正十三年七月、行商と稱し門司に渡來、直に上京人夫として運搬労働に従事せるもの	大正十三年七月、行商と稱し門司に渡來、直に上京人夫として運搬労働に従事せるもの	同右	同右	十月二十三日、横濱、筑波丸、上海
本籍同右 住所同右 大安屋方 人夫 蔣呈楷 三三	大正十五年二月、行商と稱し名古屋に渡來、一ヶ月同地に滞在後上京、人夫として運搬労働に従事せるもの	大正十五年二月、行商と稱し名古屋に渡來、一ヶ月同地に滞在後上京、人夫として運搬労働に従事せるもの	同右	同右	同右
浙江省永嘉縣 荒川區南千住町三ノ一四一 永吉屋方 人夫 周日啓 三七	昭和二年三月、行商と稱し門司に渡來、直に上京人夫として運搬労働に従事せるもの	昭和二年三月、行商と稱し門司に渡來、直に上京人夫として運搬労働に従事せるもの	同右	同右	同右
江西省南昌縣 小石川區白山御殿町白山寄 宿舍 學生 吳英銓 二〇	昭和九年九月渡來、同十年四月神田電機學校入學、目下在學中の處、八月三日同宿學生數名の居室に忍込み五百七十餘圓の金品を窃取せるを檢察、所轄檢察所に送致、審理の結果十月十五日懲役八月、執行猶豫五年の判決言渡ありたるもの	昭和九年九月渡來、同十年四月神田電機學校入學、目下在學中の處、八月三日同宿學生數名の居室に忍込み五百七十餘圓の金品を窃取せるを檢察、所轄檢察所に送致、審理の結果十月十五日懲役八月、執行猶豫五年の判決言渡ありたるもの	犯罪	犯罪	十月二十八日、横濱、阿蘇丸、上海
浙江省瑞安縣 深川區石島町二一〇 永合利屋方 人夫 周克三 三七	昭和二年一月、行商と稱し神戸に渡來、大阪、名古屋を経て翌三年三月上京人夫として運搬労働に従事せるもの	昭和二年一月、行商と稱し神戸に渡來、大阪、名古屋を経て翌三年三月上京人夫として運搬労働に従事せるもの	無許可労働 並要救護	無許可労働 並要救護	十月二十八日、横濱、阿蘇丸、上海
本籍同右 住所同右 人夫 溫萬芥 四一	大正十二年三月、行商と稱し門司に渡來、名古屋に到りて人夫となり、同十五年六月上京し轉々運搬労働に従事せるもの	大正十二年三月、行商と稱し門司に渡來、名古屋に到りて人夫となり、同十五年六月上京し轉々運搬労働に従事せるもの	同右	同右	同右

大	阪	京	都	〃	〃	〃	〃
江蘇省蘇州府 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商	江蘇省蘇州府 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商	江蘇省蘇州府 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商	江蘇省蘇州府 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商	江蘇省蘇州府 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商	江蘇省蘇州府 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商	江蘇省蘇州府 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商	江蘇省蘇州府 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商 支那商務行商
何志強	沈萬興	沈萬興	沈萬興	沈萬興	沈萬興	沈萬興	沈萬興
昭和十年八月神戸に渡來直に大阪に到り肩書に於て店員と稱し其の實無許可にて雜役に從事せるもの	五月二十七日美容術營業取締規則違反に依り科料二圓に處せられ、六月八日付にて居住並労働従事許可を取消されたる處、素行亦不良のもの	兩名にて九月九日麻雀賭博を爲したるを檢舉、要救護の虞あるもの	九月九日麻雀賭博を爲したるを檢舉せるが、本名は貧困者にして要救護の虞あるもの	十月三日京都市上京區河原町通廣小路下ル東櫻町眼鏡商奥原清方店頭の藍甲様眼鏡十七個餘相當のものを窃取せるを檢舉所轄検事に送致せるも起訴猶豫となれるもの本名は窃盜前科四犯を有す	大正十一年一月傘行者と稱し門司に渡來、大阪を経て同十三年五月川崎市に到り人夫となり更に昭和八年上京し轉々運搬労働に従事せるもの	〃	〃
無許可労働	無許可労働	同	犯罪並要救護	犯罪	〃	〃	〃
九月二十六日、神戸、長崎丸、上海	九月二十九日、神戸、上海丸、上海	九月十九日、神戸、長崎丸、上海	同	九月二十二日、神戸、上海丸、上海	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	兵	神	〃	〃
廣東省中山縣 無職 曾祝	福建省福州府 永培方 無職 林照	福建省福州府 永培方 無職 林照	福建省福州府 永培方 無職 林照	廣東省汕頭 住所不定 料理職 黃楚	江蘇省上海 橫濱市保土谷區星川町八 理髮職 魏來	福建省仙遊縣 大坂市北區堂島上三丁目相 料理職 張坤	河北省天津 大坂市住吉區山王町一丁目 天王寺俱樂部内 李德
大正四年頃神戸渡來、「タリマン」となり今日に至れるも、數年前より精神に異常を來し最近病勢愈々加はりたるもの	本年五月二十五日香港より神戸入港の「カムサン」號にて渡來、同船乗組員を裝ひて一時上陸と稱し不正入國、神戸市元町通二丁目臺灣人楊氏月嬋方に寄寓、禁制品密輸、臺灣藝妓の密賣經を爲すべく準備中なりしもの	本年五月二十五日香港より神戸入港の「カムサン」號にて渡來、同船乗組員を裝ひて一時上陸と稱し不正入國、神戸市元町通二丁目臺灣人楊氏月嬋方に寄寓、禁制品密輸、臺灣藝妓の密賣經を爲すべく準備中なりしもの	本年五月二十五日香港より神戸入港の「カムサン」號にて渡來、同船乗組員を裝ひて一時上陸と稱し不正入國、神戸市元町通二丁目臺灣人楊氏月嬋方に寄寓、禁制品密輸、臺灣藝妓の密賣經を爲すべく準備中なりしもの	明治四十三年頃神戸渡來、「ペンキ」職として就働し、明たも素行不良にて金を浪費し、家賃支拂滞りたるを以て、家主より其の督促を受けるや家主店員に對し暴行を爲せるもの	大正十一年十二月渡來、他人に飾はれて理髮職に従事せるが、生活困難にして本年六月頃より「リヤカー」四臺を連續的に窃切せるを檢舉、所轄検事に送致の結果起訴猶豫となれるもの	本年九月末頃香港にて英船金生號乗組「ゴック」となり、十月四日同船神戸入港の際所用のため一時上陸を裝ひて不正入國、神戸市元町通二丁目進貨貿易商陳昌庭を頼り就職を物色中なりしもの	九月二十五日居宅附近麻雀俱樂部花房使夫方に於て「千一」と稱する麻雀賭博を邦人三名と共に現行中を檢舉所轄検事に送致の結果、起訴猶豫となれるも、貧困にして救護を要するもの
同	不正入國	不正入國	不正入國	不正入國	犯罪	無許可労働	犯罪並要救護
十月二十二日、神戸、北野丸、香港	十月十五日、神戸、香取丸、香港	十月十五日、神戸、香取丸、香港	十月十五日、神戸、香取丸、香港	十月十五日、神戸、香取丸、香港	十月十六日、横濱、六甲丸、上海	十月二十三日、神戸、上海丸、上海	十月十九日、神戸、北嶺丸、天津

廣島	長崎	廣東省三水縣	廣東省新會縣	廣東省台山縣
福建省福州府 大分市南新地四九薛錫貴方 吳服行商 陳開 二七仁	福建省福州府 西波許都長浦村形上鄉 吳服行商 鄭祖 三九勉	福建省福州府 當時佐賀縣伊万里町居住 吳服行商 林日 三六太	廣東省新會縣 神戶市三宮町一ノ一六九松 榮樓方 料理職 蘇 二〇	廣東省台山縣 神戶市海岸通四ノ一四 雷 煒 三五金
住所不定 吳服行商 楊 仁 二妹 魏 亦 二四尾	本名は前科竊盜二犯を有せる處、昭和十年十二月贓物運搬の廉に依り大村區裁判所に於て懲役十月罰金二十圓の判決を受け長崎刑務所に於て服役中の處、十月十八日満期出所せるもの	兩名は竊盜並贓物故買に依り本年四月福山區裁判所に於て懲役五月に處せられ廣島刑務所に於て服役、九月二十八日満期出所せるもの	大正十一年二月長崎市に渡來行商中昭和三年十月管下南松浦郡王ノ浦町中村シゲ(三十五年)と内務關係を結びしが、貧困にして救護を要する處あるに付一時歸國後昭和七年九月十四日再渡來の際入國禁止せるに、同年十一月十六日再度渡來せるを以て又々入國を禁じたる處、昭和八年一月頃船名不詳の客船にて鄭吓金と偽名門司に渡來上陸屑書地に居住せること判明せるもの	昭和七年末雜貨商店員として渡來せるも、其後失職し、賭博常習者と交遊、不正入國斡旋容疑者
犯 罪	犯 罪	犯 罪	無許可労働	不正入國
十月七日、神戶、上海丸、上海	九月三十日、長崎、上海丸、上海	十月二十日、長崎、長崎丸、上海	十月二十七日、神戶、龍田丸、香港	同 右

外 諜 取 締 關 係

一、外諜容疑者取締狀況

(一) 軍機賣込企圖者取締

兵庫縣に於ては本年九月十三日神戸市新開地をびす料理店に於て同市居住自轉車商武本八十吉に對し下關港擴張計畫平面圖寫眞を示し軍の機密地圖を賣込度きに付適當なる外國人の紹介方を懇願中の容疑人物を發見檢束の上取調べたるに該人物は實本の舊知下關市中町上筋天理教朝日支教會下關集談所布教師西田藤吉當四十九年に於て所持の圖面は下關市居住知人より交付せられ機密地圖なりとの確信の下に前記の行動に出でたるものなるも該圖面は調査の結果軍機に屬せざる事判明したるを以て嚴重戒飭の上十月三日釋放せり。本件は司法處分に至らざりしも其の犯情洵に憎むべ

外諜取締關係

きものあり、最近一般國民に外謀防衛意識の稍、徹底せる反面に於て新種行動に出づる者亦益、増加の傾向あるを以て嚴重注意の要あるものと認めらる。

(二) 蘇聯邦公館關係者人檢舉

本籍 滋賀縣坂田郡醒井村醒井

住所 大阪市住吉區晴明通一丁目六九

神戸駐在蘇聯邦總領事館邦語教師

陽三又ハ登羅コト 能 勢 寅 藏(當三十五年)

右者從來左翼運動に携り一方昭和九年四月より蘇聯通商代表部大阪支部「コズイロ」の邦語教師となり、更に本年五月より神戸駐在蘇聯邦總領事館員「ザルービン」及「ヴィツケウイツチ」に對し邦語教授の爲常に同館に出入して緊密なる連絡を續けつゝありし處、最近蘇側の爲謀報活動を爲し居るの疑濃厚なるものありたるを以て十月七日大阪府に於て檢挙取調べたるに、本名は前記邦語教授の教材に本邦に於ける政治經濟外交等に互る事項を採用したる外石油其他重要産業に關する資料を露譯提供し居りたる事實判明せるを以て嚴重戒防の上同月十六日一應身柄を釋放し引續き行動監視中なり。

(三) 外謀取締者大竹廣吉の檢舉

本籍 東京市世田ヶ谷區駒澤卷四二六

住所 同市小石川區水道端一ノ三六

露文書籍輸入販賣並出版著述業ナウーカ社主

博吉コト 大 竹 廣 吉(當四十七年)

右者七月三十一日静岡縣下御殿場アメリカ村ソ聯邦大使館一等書記官アスコフ別荘を訪問し長時間に互り會談、其舉動不審の點ありたるを以て檢挙取調をなしたるに同人ズボンのポケットより出所不明の金五百圓を發見したるにより身柄を御殿場署に留置嚴重取調を爲したるが、五百圓の出所に付ては最初言を左右に托して自白せざりしも、漸くナウーカ社經營に對する援助金としてアスコフより貰ひ受けたるものなりと陳述し、後、八月六日署員の隙を窺ひ保護室内の柱に自ら頭部を數回激突自殺を企てたるも生命を斷つに至らず爾來療養の結果漸次恢復したるを以て引き続き静岡署に於て取調を爲したるが、餘罪取調の都合もあり十月二十六日警視廳に身柄を移送し目下警視廳に於て取調續行中なり。

而して静岡縣取調の結果判明せる容疑事實概要次の如し。

本名は大正八年浦鹽斯德に留學、同地極東大學に於て露語修得の後東方通信社、東西朝日新聞社等を経て露西亞問題研究所ナウーカ社を設立専らロシア事情の研究紹介に従事し其間常にソ聯邦の組織、政情其他に對し全面的支持をなし自社發行の「文學評論」「社會評論」に於て之が宣傳發表をなし居たるものなり。

然る處最近に至りナウーカ社の經營意の如くならず財政的窮乏を見るに至りしを以て、密に前記アスコフに連絡し「對外文化連絡協會」の立場よりナウーカ社支援を表面の理由とし、客年三月頃より本年六月に至る間(本年三月は帝都叛亂事件の爲授受せず)毎月五百圓總額七千五百圓の援助支出を受け居れる事實判明するに至りしも、「ア」が大竹に對し斯る巨額の出費を爲す裏面理由とも認むべきもの多々あるべきを豫想し嚴重取調を進めたる處、大竹は「ア」の懇請により金子授受の場所(銀座牛肉店松喜、喫茶店モナミ、日比谷映畫劇場等)に於て前後十數回に涉り談笑の間各種情報を提供したる旨陳述せり。情報の主なるもの次の如し。

(1) 陸軍派關係 (2) 永田事件發生の原因 (3) 日獨同盟論に對する日本の輿論 (4) 日ソ國境衝突事件 (5) 帝都叛亂事件に關聯し A一般社會に與へたる影響 B軍政府樹立後ソ聯との戦争を目標とせざるや C近衛公大命拜辭の真相 D廣田氏大命降下の理由、寺内大將の人物等。

尙御殿場署に於て自決を企てたる理由に關しては本事件に關聯して多數知人に迷惑を掛けたる他今後社會人として自活の信念を喪失したる爲め精神的混亂に陥り遂に自決を企てたるものなりと陳情し居れり。

二、國情調査書照會事例

照會月日	照會者	被照會者	照會内容	申府縣	摘要
九、日不詳	英國ロンドン市ウエストミンスター街 造船海運雜誌社	神戸川崎造船所 淡路福良造船所	本年度船舶製造状況に關し船型種類噸數その他詳細	兵庫	不回答
一〇、二二	中華民國上海共同租界仁記路 エー・カメロン商會	神戸市 エー・カメロン商會	鐵條鋼二萬「コイル」を購入し度きに付其の製作日數並價格等の詳細		調査の結果南京政府が上記外國商會を利用し照會せしめたる事判明不回答
一〇、日不詳	ルーマニア國ブカレスト市ルタナラ街 デイマ・アイ・ダビザ	東京商工會議所	未製フェルト帽(防毒マスクの原料となるもの)の製造業者貿易業者等	警視廳	貿易業者のみに付回答
	ブラジル國サンパウロ市 イー・エー・バードル商會	同右	鐵條鋼の製造業者貿易業者等		同右
	英領東アサンチバル州ムランヂ街 イスメイル・ラルヂ商會	同右	金屬製帽子(鐵兜)の製造業者貿易業者		同右

社會運動の國際的連絡關係

一、諸外國よりの宣傳活動

邦文左翼出版物の送付に依る社會運動の國際的連絡活動は、依然として執拗に繰返されつゝあり、其の本月中に於ける重要な事例を舉示すれば次の如し。

發見月日	發行者	送付先	事例
七、二二	「ケープタウン」港に於て土人二名が船内に投入	大阪商船「アリゾナ」丸より回付せるものをケープタウン領事より送付し來る	一、「進歩か?反動か?」(太平洋労働者昭和十一年五月)二部 二、「聯合職を控へて」(國際通信昭和十一年四月)一部 三、「放逐な統一」(太平洋労働者昭和十一年六月)一部 四、「嵐を衝いて」(國通パンフ特報昭和十一年五月一日發行)一部
九、二五	フランス以下不詳	岡山市富田町二二八 久山専一郎	左翼印刷物「ベタ、ニュース」(一九三六年八月號?) 一部
九、三〇	オーストリア以下不詳	右同	「ベタ、ニュース」第十三號
九月下旬	紐育市労働者圖書出版所	大阪市天王寺 大原社會問題研究所	「ザ、コンミュニスト」(一九三六年八月發行第十五卷第八號)
九月下旬	西班牙バルセロナ	大阪府下	A.I.T.(C.N.T.サンヂカリスト、F.A.I.A.アナキスト)通信一九三六年八月二十八日附第九號
九月中	巴里市アルサス街二五 C.D.L.P.(書籍發賣本部)	東京市神田區 社會科學研究會外一箇所	コンミンタルン(佛文) ナシヨナル(佛文) 一九三六年八月八日附第十六卷第三十五號 八月十五日附第十六卷第三十六號
九月中	シカゴ市以下不詳	全国各地	一、「海上通信」(昭和十一年五月二十五日附第十五號)二五部 二、「海上通信」(第十四號)四〇部 三、「日本人民勝利の爲に」(國際通信特報第三卷第六號)三〇部 其他労働新聞、太平洋労働者等左翼出版物二七部合計四二二部の郵達越えあり配達阻止の手段を講じたり

一〇、五	フランス以下不詳	岡山市富田町一二八 久山專一郎	左翼出版物「國際文學」第三號
十月上旬	上海郵便局ノ消印アルモ	長野縣諏訪郡諏訪町 林虎雄	「平和の爲に」と題する共產主義邦字宣傳パンフレット 一部
十月上旬	シカゴ市	大阪府泉南郡貝塚町 元阪順次	一、「日本は何なる？」(國際通信昭和ソウシヨ新輯第三卷第二號) 一部 二、「明朝日本の爲に」(國際通信昭和ソウシヨ新輯第三卷第三號) 三、「議會戦を控へて」(國際通信昭和十一年四月號)
十月中旬	ロスアンゼルス	大阪市港區千代見町四ノ八 全評關西中央評議會	「労働組合統一のために」(太平洋労働者昭和十一年八月號) 一部
十月中旬	同右	同右	「國際通信」(昭和十一年九月二十日發行第三卷第八號)

二、外國労働者出版所發行書籍の差押

莫斯科外國労働者出版所に於ては豫て露領内日本人、朝鮮人労働者の教養資料として多種邦字宣傳印刷物を發行發賣しつつある旨既報の處、十月十日右の内「ソウヰエト社會主義共和國同盟憲法草案」一部莫斯科ファミリオ、ド、エスベランチスト協會より清水市下清水二二七守谷新造送附したるものを下關郵便局に於て發見差押へたる事實あり、送附先守谷は最近警視廳管下より前記清水市に移轉せるものにして思想的には格別容疑の點なきこと判明せり。

斯種宣傳印刷物の輸入關係に關しては將來特に注意を要すと認められる。

蘇聯の在留邦人壓迫

情報 其の他

一、蘇聯邦の在留邦人壓迫

日蘇關係の逼迫に伴ひ、蘇聯當局の在留邦人に對する壓迫振は日と共に峻烈を極め、一般在留邦人の居住權は原則として認めざる方針の如く、各種の理由に藉口し、或は檢舉、拘禁し、或は之を追放處分に付する等其暴狀洵に言語に絶するものあり、今一例を擧ぐれば、十月二十三日浦鹽商船組店員中嘉一郎は軍探の疑を以て、ゲ・ベ・ウに檢舉され、太平洋艦隊軍事裁判所に於て刑法第五八條第六項により銃殺の極刑に處せられたるも本人の控訴により莫斯科最高法院は禁錮十年に減刑判決を下したる事實ありたり。今其の現狀を聽くに、本名が「アントノフ」なるものより、浦鹽軍港を撮影せる連續寫眞フィルム及浦鹽附近地圖を貰ひ受けたること、「モルフロート」の官服を着用し居りたること、内地警察、憲兵隊員の名刺を所持し居りたること等より軍探の容疑顯著なりと云ふにあるが如きも「ア」か其後行衛不明なること、地圖、寫眞、官服は「ア」より貰ひ受けたるものなること「ア」が常に反ソ的言辭を弄し「中」を釣り機密の情報を供給すべき旨提言し居る等の事實に鑑み、今次の事件は明かにゲ・ベ・ウが「ア」を手先にして仕組みたる術策に陥りたるものと思料せらる。